

平成25年第6回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
12月11日(水)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○町政に対する一般質問	8
5番 関 口 雅 敬 君	8
1番 岩 田 務 君	19
2番 村 田 徹 也 君	22
6番 大 島 瑠美子 君	32
9番 新 井 利 朗 君	36
○町長提出議案の報告及び一括上程	39
○議案第41号の説明、質疑、討論、採決	39
・議案第41号 長瀬町行政組織条例の一部を改正する条例	
○議案第42号の説明、質疑、討論、採決	45
・議案第42号 長瀬町税条例の一部を改正する条例	
○議案第43号の説明、質疑、討論、採決	47
・議案第43号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
○議案第44号の説明、質疑、討論、採決	49
・議案第44号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例	
○議案第45号の説明、質疑、討論、採決	50
・議案第45号 長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第46号の説明、質疑、討論、採決	52
・議案第46号 長瀬町営住宅条例の一部を改正する条例	
○議案第47号の説明、質疑、討論、採決	55
・議案第47号 長瀬町就学支援委員会条例の一部を改正する条例	
○議案第48号の説明、質疑、討論、採決	56
・議案第48号 長瀬町入学準備金貸付条例及び長瀬町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例	

○議案第49号の説明、質疑、討論、採決	57
・議案第49号 平成25年度長瀬町一般会計補正予算(第4号)	
○議案第50号の説明、質疑、討論、採決	60
・議案第50号 指定管理者の指定について	
○議案第51号の説明、質疑、討論、採決	68
・議案第51号 指定管理者の指定について	
○議案第52号の説明、採決	74
・議案第52号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
○発議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
・発議案第7号 道州制導入に断固反対する意見書	
○請願第2号の上程、説明、質疑、委員会付託	76
・請願第2号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進する ための法律の制定を求める意見書」に関する請願	
○経済観光常任委員会の閉会中の継続審査の件	77
○総務教育常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	78
○閉会について	78
○町長挨拶	78
○閉会	79

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第114号

平成25年第6回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年12月6日

長瀬町長 大 澤 タキ江

1 期 日 平成25年12月11日(水)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗								

不応招議員（なし）

平成25年第6回長瀬町議会定例会 第1日

平成25年12月11日（水曜日）

議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、諸般の報告
- 1、町長挨拶
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町政に対する一般質問
 - 5番 関 口 雅 敬 君
 - 1番 岩 田 務 君
 - 2番 村 田 徹 也 君
 - 6番 大 島 瑠美子 君
 - 9番 新 井 利 朗 君
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第41号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第42号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第43号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第44号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第45号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第46号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第47号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第48号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第49号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第50号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第51号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第52号の説明、採決
- 1、発議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、請願第2号の上程、説明、質疑、委員会付託
- 1、経済観光常任委員会の閉会中の継続審査の件
- 1、総務教育常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 1、閉会について
- 1、町長挨拶
- 1、閉 会

午前9時開会

出席議員（9名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗	君							

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	タ	キ	江	君	副町長	平	健	司	君	
教育長	宮	原	利	定	君		会計 管理 者	齊	藤	敏	行	君
総務課長	福	島	勉	君			税務課長	林	宜	子	君	
町民課長	野	原	寿	彦	君		健康福祉 課長	中	畝	健	一	君
地域整備 観光課長	齊	藤	英	夫	君		教育次長	若	林	実	君	

事務局職員出席者

事務局長	青	木	正	剛	書記	野	原	徹
------	---	---	---	---	----	---	---	---

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長（野原武夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成25年第6回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成25年第6回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（野原武夫君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（野原武夫君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（野原武夫君） ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成25年8月から10月に係る現金出納検査及び定例監査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご了承願います。

9月20日に、埼玉県議会議事堂で「議員政策研修会」が開催され、出席いたしました。

9月30日に、秩父市役所吉田総合支所で「秩父地域議長会第2回定例会」が開催され、副議長関口雅敬君ともども出席いたしました。

10月12日に、横瀬町町民会館で「第19回地域安全大会並びに第20回秩父地区暴力排除推進大会」が開催され、出席いたしました。

10月13日に、下吉田の棕神社境内で「龍勢観光祭」が開催され、副議長関口雅敬君ともども出席いたしました。

10月21日に、長瀬町役場で「第19回ちちぶ定住自立圏推進委員会」が開催され、出席いたしました。

10月24日に、秩父地方庁舎で「道議連・水森議連・公共交通議連第2回役員会」が開催され、副議長関口雅敬君ともども出席いたしました。

11月1日に、埼玉県庁で「道議連・水森議連・公共交通議連」による県への要望が行われ、出席いたしました。

11月1日に、皆野町文化会館で「優良従業員表彰式」が開催され、出席いたしました。

11月14日から15日にかけて、岩手県北上市の岩手中部広域水道企業団で「秩父地域議長会正副議長行政視察研修」が行われ、副議長関口雅敬君ともども出席いたしました。

11月19日に、ちちぶ農業協同組合長瀬支店で、「第24回農林産物共進会」が開催され、出席いたしました。

11月26日に、各省庁におきまして「道議連・水森議連」による国への要望が行われ、出席いたしました。

12月3日に、秩父市歴史文化伝承館で「秩父夜祭観光祭懇談会」が開催され、出席いたしました。

12月8日に、小鹿野町八坂神社で「小鹿野町・飯田鉄砲まつり観光懇談会」が開催され、出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（野原武夫君） 本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。12月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成25年第6回12月定例町議会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席を賜り、開会できますことに、厚く御礼を申し上げます。

政府は、月例経済報告で、「景気は緩やかに回復しつつある」との見方を示していますが、来年4月の消費税率の引き上げに備えた経済対策を閣議決定いたしました。

対策は、（1）競争力の強化、（2）女性や若者、高齢者向けの施策、（3）復興や防災、安全対策の加速、（4）低所得者や子育て世帯の負担軽減が柱となっており、これらの施策が効果的に実施されることで、来年度前半の消費や景気の落ち込みを和らげるものと期待しております。

さて、ここで、9月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、総務課関係について申し上げます。

10月28日に、町の表彰規程に基づく自治功労表彰を行いました。長年にわたり町長や各種委員等につかれ、地域社会の発展と福祉の向上に貢献されました方など、10名の方を表彰させていただきました。

次に、11月3日に、毎年冬の火災シーズンを前に実施しております「消防団特別点検」を、第一小学校の校庭で行いました。

議員の皆様を初め、大勢の来賓の方のご臨席を賜り、開催することができました。ポンプ操法や放水演習等、日ごろの訓練の成果を遺憾なく発揮した団員の姿を見て、安心するとともに、改めて消防団員の皆さんの不断のご努力に敬意を表した次第でございます。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

10月23日、24日の2日間にわたり、「長瀬町敬老会・高齢者のつどい」が、長瀬有隣倶楽部で開催されました。

両日とも、慶事に該当された高齢者の皆さんをお招きし、大勢の関係者の方々にご出席いただき、午前中は敬老会式典、午後は老人クラブ連合会の役員による、実行委員会方式での「高齢者のつどい」が行われ、楽しい一日を過ごしていただきました。

これも議員の皆様を初め、多くの関係者の皆様のご協力のたまものと、御礼を申し上げます。

次に、地域整備観光課関係について申し上げます。

10月12日に、旧新井家住宅駐車場と花の里周辺で、長瀬町商工会青年部主催による「第11回ふれあいフェスタ長瀬」が開催され、熱気球、N級グルメ大会や模擬店の出店などのほか、数多くの出し物があり、大勢の皆様にお越しいただきました。

11月16日から12月1日まで、長瀬町観光協会主催による「紅葉ライトアップ」が、月の石もみじ公園と、自然の博物館、宝登山神社周辺で行われました。ことしの「長瀬紅葉ライトアップ」は、大変好評をいただき、大勢の来客を得ることができました。関係者の皆様には大変お骨折りをいただき、ありがとうございます。

11月16日、17日の2日間、「第37回全国育樹祭」が、皇太子殿下をお迎えし、寄居町と熊谷市で開催されました。

議員の皆様にもご出席いただいた17日の式典では、当町が行いました「宝登山四季の丘整備事業」が認められ、「国土緑化推進機構 会長賞」の全国表彰を受賞することができました。大澤前町長を初めとする関係者の皆様のご努力に感謝を申し上げたいと思います。

続いて、「魅力あるまちづくり総合整備計画」の進捗状況でございますが、議員の皆様には、過日ご説明申し上げましたが、検討委員会の方針を受け、今後、国への申請を行い、来年度より事業を行う計画でございます。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

11月1日から3日までの3日間、「第38回長瀬町文化展」が中央公民館において開催されました。出展作品約1,000点、昨年は約1,100点ございました。期間中、約600人、昨年は約700人ございました、の方にご来場いただきました。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例改正案8件、補正予算案1件、指定管理者の指定案2件、人事案1件の合わせて12議案でございます。

これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明を申し上げますので、ご了承いただきたいと思います。

いずれも、町政進展のため重要な案件でございますので、十分にご審議いただき、ご議決、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

本日は、よろしく願いいたします。



◎議事日程の報告

○議長（野原武夫君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承お願いいたします。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（野原武夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

4番 野口健二君

5番 関口雅敬君

6番 大島瑠美子君

以上の3名をご指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（野原武夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から13日までの3日間にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より13日までの3日間に決定いたしました。

◇

◎町政に対する一般質問

○議長（野原武夫君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭に発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、最初に5番、関口雅敬君の質問を許します。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） それでは、通告に沿って質問をさせていただきます。

1番、避難所、避難場所の点検と指定の見直しについて、町長にお伺いをいたします。

ことしも、台風や竜巻などによる自然災害が各地で発生し、甚大な被害をもたらしました。町の地域防災計画には、避難所、避難場所として、小中学校や中央公民館、各地区の集会所等が指定されています。

今後、災害の発生が予測される場合や災害が発生した場合に、これらの施設が必要に応じて直ちに使用できる体制になっているのか、また避難者を受け入れられる適正な施設であるのか、定期的な点検と指定

の見直しをしていく必要があると思いますが、考えを伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 近年、地球温暖化の影響でしょうか。気候の変化が著しく、世界中で大雨被害に見舞われたり、大雪が降ったり、あるいは全く雨が降らなかつたりと、地球全体が自然の脅威にさらされております。去る9月16日の台風では、幸い長瀬町には大した被害もなく済み、ほっとしたところでございますが、熊谷市や越谷市では、台風に加えて竜巻による大変な被害が起きました。被災されました方々には、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、関口議員には、いつも、いつも災害対策についてご心配をいただいておりますこと、大変ありがとうございます。

それでは、避難所、避難場所の点検と指定の見直しについてのご質問にお答えをいたします。町の地域防災計画では、小中学校や中央公民館、各地区の集会所等33カ所を、災害時に主に近隣住民が避難する場所に指定しております。また、災害時の福祉避難所、一時避難施設として小坂のながとろ苑、岩田の縄文の里、矢那瀬のしあわせの森、民宿かわづらにお願いをして、ご了解いただいているところでございます。

災害の発生が予測される場合や災害が発生した場所には、地区の集会所等の避難で対応できる災害の場合は町が主導し、町から行政区自主防災組織や消防団等に協力をお願いし、一時的に住民の皆さんに速やかにこれらの施設に避難をしていただくこととなります。大規模な災害の場合には、学校や公民館への避難ということになるものと考えられますが、特に地域住民の生活状況を把握しております民生委員さん等、ボランティアの皆様や関係機関の協力も得ながら、町が避難所の運営に当たるようになります。

避難者を受け入れられる適正な施設であるかどうかについては、災害の種類や規模などにもよりますが、一時的な避難ということであれば、どの避難所においても、受け入れは可能であると思います。しかし、長期的な避難ということになれば、中央公民館や小中学校など、限られた施設になろうかと思われま

す。こういったことを踏まえて、定期的な点検あるいは指定の見直しを行っていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 本当にいつも私も災害のことはライフワークになって、地域住民の方も会って話をすると、このことは続けていく必要があるというご激励をいただいておりますので、続けて質問させてもらっています。

今、町長が答弁の中でありましたように、私は地区の公民館は本当に一時避難をする場所であって、そんなにお金をかけたり何だりしながらやらなくても、長瀬地区を4地区ぐらいに分けて、拠点、小中学校、中央公民館、今言うようにながとろ苑だとか、いろんな大きな施設が協力をしていただけるように見直しをしているということは、一歩進んでいるのだらうと思います。

今の答弁の中でもありましたように、大規模災害になったときの施設の点検は必要でしょうという言葉がありました。それは誰でも考えていることなのです。だから、私がこの通告をしているのは、その点検見直しをどのようにしているのかというのを聞きたいところなので、考えていることは、必要だというのはわかっているのは私たちもわかります。そこから先、役場がどういう検証をしているのか。検証が必要だということはわかっているのです。

地域防災計画の分厚い冊子を私たちもいただいておりますが、その中身も全然検証、見直しもしていない。

ただ、あれを発行したときにどさっとよこされただけで、その中身についても、点検、見直しをしているのかどうか。多分、していないのだと思うのです。以前私が総務課長に、今の総務課長ではないですよ。当時の総務課長に質問したのは、あの中の中身に、私も4番議員もいますけれども、会社名がぼんと出されて、言われていないのにあそこに書いてある、協力するように。だから、そういうことからして、小中学校、中央公民館、役場が所管できるそういうところだけでも、見直しをどのようにしているのか。

先日、総務教育常任委員会で町内視察をしたところ、学校を見に行ったときにも、学校の校長からも、もし大規模災害が起こってここに来たときには、トイレ等見てもらわないと、本当に困りますよという、現場がそういうことを言っているのですよ。だけれども、役場はどういう検証をしているのか。少しずつやっているというのだったら、私も安心できるのだけれども、見ている限り、言われたらやる、言われなければやらない、そういう状況に見えているので、今、町長がおっしゃるように、検証は見直しが必要だということなので、どういう具体的なことを、していないなら、していないでいいのですよ。していないとってください。次から一生懸命やってもらえばいいのだから。よろしくお願いします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） ただいま、第二小学校のトイレの改修が必要なのではないかというお話をいただきました。避難所として指定をしている学校でもございますので、通常の使用で改修が必要となるほどの状態であれば、教育委員会で判断をさせていただきながら、優先度、緊急度も含め判断をさせていただきたいと思っております。

また、一部修繕もしたということでございますけれども、改修していない箇所劣化などがあるのは事実でございます。現在使えないということではございませんけれども、今後、教育委員会と相談させていただきたいと思っております。

また、定期的な点検でございますけれども、施設の点検確認は管理者だけではなくて、町でもこれは当然必要なことでございます。指定の見直しなどについては、地元の意向などもお聞きして、今後も進めていきたいと思っております。

また、来年度以降新しい施設が、いきいきセンターですね、できる予定でございますので、それから後、まちづくり推進の中で公園整備も進めていきたいと考えておりますので、その際には見直しも図っていきたいと思っております。

災害が起きたときには、まず自分自身の身を守ること、これが一番大切な行動でございます。災害の種類や規模などにもより、対応は異なると思っておりますけれども、自分のいる建物が火災や倒壊、土砂災害などの危険がないときは、あえて避難をする必要はないものと私は考えております。今、シェルターという話が大分出ておりますけれども、もし災害が来たときには、自分のおうちの中でどこが一番安全か、それを考えて行動してくださいというお話も時々報道されております。そういう中で行動をしていただきたいと思っております。

しかし、建物や周辺で火災が発生したり倒壊する危険がある場合などは、速やかに避難をする必要があるものと考えております。

また、一昨年、秩父警察署のある警察官からお聞きした話でございますけれども、長瀬町の場合、どこが一番危険かということ、秩父警察署で検証されたそうでございます。そのときに、もし葉暮の岩が落ちて鉄道から荒川に落下した場合に、樋口から矢那瀬間の崖が崩れたとき、矢那瀬が孤立してしまう。そのときにどうしたらよいかということ、話し合ったというお話を伺っております。荒川がふさがれたと

いうときには、水が長瀬のほうに流れてくるわけでございますけれども、そのときにどこまでその水が来るかということ想定したときに、多分宝登山の参道ぐらいまでは来るのではないかとということ想定されたというお話を伺いました。

それでは、どうするかということで、やはり山のほうに逃げていただくしかないのではないかとということを検証された。それが土砂災害でもございましたときには、また違ってくることでもございますけれども、この話は余談でございますけれども、警察としては、そういうことまで想定をしながらお話をされているということをお聞きして、この話が長瀬町には伝わっていないのではないかなという思いがしておりました。

今後は、そういうことなども想定をしながら、今まで災害訓練というのを、なかなか長瀬町もしてきませんでした。私が覚えておりますのが、十五、六年も前になると思いますけれども、町営グラウンドでやったことがございます。それ以降全くやってきておりませんので、来年度あたりは、どんな形になるかわかりませんが、1度そのことをやってみたいと私は思っておりますので、ぜひそのときには議員の皆様にもご協力をお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今、町長が秩父警察の話をしましたけれども、町長が議員のときに私が前町長に、秩父警察ではこういう災害を想定して、例えば長瀬の責任者である今はいない駐在さんが、長瀬町のボート会社に、おたくはボート幾つありますか、いざというときは貸してくださいという話までしていると、私ここで、議会で発言しているのですよ。だから、それは前大澤町長とも議論を重ねて、私もそれを承知の上で言っています。

だから、今、町長がおっしゃるのは、私はここに一般質問の通告にも書いてあるけれども、大災害が起こったときにということですので、小さな災害で、学校に逃げましょう、どこに逃げましょう。自分たちは自分たちで守るなんていうのは、もうみんなわかっていることですよ。だから、大災害が起こったときに、学校の検証なりトイレがどうのこうのというのも、今、町長からもありましたけれども、そういう検証をどのようにしているのですかということが、私は知りたかっただけなのです。だから、しているのならしている、していないならしていないでいいのですよ。

長瀬をそういう災害で考えたら、今、町長の地元でも急傾斜地の工事が始まっています、おかげさんで。逆を言えば、宝登山側も崩れるおそれがある。振興センターの前所長は、長瀬の危険箇所を見に行くのだから、来てくれと言ったら、私が集合かけた場所は井戸側だったのだけれども、逆を行っている。向こうが危ないのだと思って、向こうへ行った。だから、向こうも危ないのだと思うのです。だから、そういう点でこの長瀬町全域を考えたら、災害が起こりそうな場所なんて幾つもあるのですよ、数えれば。今、町長が区長会どうのこうのというけれども、区長会だって執行部のほうからは、区長会は一生懸命相談しているという話を聞きますけれども、いろんな区長に聞くと、そんなに出ていないという区長、結構ありますよ。だから、やっぱり区長会も本当になれ合いになってしまって、役職もある人がずっとやっているから、全然新しい意見が出てこないのです。

だから、そういうのも、これ通告から外れていってしまうので、ここでよしておきますけれども、長瀬なんて災害は結構どこにでも起こるところあるので、大災害が起こったときに、小中学校3校と、この役場と中央公民館で町民の皆さんを守るのだという決意を、私は町民に向かって発信をしてもらえれば、町民の方だって安心できるのです。以前から、これは前の大澤町長時代から同じ発言を私しているのです、原

稿を自分でつくって、前のパソコンから引っ張り出せば、今回の質問も全部同じになってしまうのですよ。だから、どういう検証をしているのか。防災計画書も、あれだけ分厚いのをどんとつくって出してくるのだったら、それを検証する。大澤町長と、今のですよ、現町長と五区は避難訓練したのではないですか。15年前ではなくて、まだ何年も前ではないですよ、やったのは。そういうことも必要だったらどんどんやっていく。

そういうことで、私はどの程度検証されているのかというのを聞きたいだけなので、各学校、教育委員会に任せるのではなくて、見に行ってくださいよ。そうすれば、どこが悪い。ふだんでも、そうすれば、子供たちがそういういい環境で使えるのだから。ただ緊急用にしたのでは、緊急が来なかったら無駄遣いではないかという話になるけれども、緊急時にこれを使うのだということで、ふだんから子供たちでも何でもそういう使用していれば、費用面からいって安くなるのだと私は考えているので、この検証、見直し、どのようにしているのですかと心配しているので、最後なので、ひとつまとめてきちっとお願いしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の最後のご質問にお答えさせていただきます。

大規模災害ということでございますので、改めて決意を新たにさせていただきたいと思っております。総務課長とは、ふだん大災害が起きたときには、学校や中央公民館、役場も当然でございますけれども、そこが最終的な避難場所になるであろうということは想定しながら、相談をさせていただいております。この議会でも終わりましたときには、改めて相談をさせていただきながら、町民の安心安全を守らせていただきたいと思います。

それから、防災訓練につきましては、先ほど言葉が足りませんでしたけれども、大規模災害を想定した訓練を町営住宅で、県が主催でございましたけれども、防災ヘリコプターが参りまして、町民大勢の皆さんに出いただきながら、大規模な災害訓練をさせていただいたことを申し上げました。ちょっと言葉が足りなかったようでございます。これからどういうことが起きるかわかりませんので、ぜひこの点はしっかりやらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、ぜひ今の決意どおりに、言葉だけではなくしっかりやってください。

続いて、次の質問に移ります。各課、区長会等の連携について、町長にお伺いをいたします。9月に秩父札所めぐりウルトラマラソンが開催され、多くのランナーや関係者が長瀬町を訪れました。例年実施しているごみゼロ運動をイベントの開催にあわせて実施したり、花を植栽しておもてなしをすれば、一層の町のイメージアップにつながると思います。

こうした大きな事業が開催される時、役場内ではどの程度各課と連携して対応しているのか。また、町民と協働のまちづくりを推進する上で、町と区長会等の連携が一層重要になってくると思いますが、考えを伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 去る9月28日に行われましたウルトラマラソンにつきましては、余談でございますが、せっかく長瀬町を走っていただくのですから、観光客の多い時間帯に長瀬に入っただけのような設定をしてほしいと、主催者側に再三要望いたしましたけれども、ウルトラマラソン自体が、来年のうま年御開帳のPRをするというのが主目的でございましたので、札所のない町でもあるということから、

早朝の時間帯、7時20分から10時50分ごろ通り抜けていただいたようでございます。たくさんの観光客の声援を受けながら走っていただけたらば、選手の皆様も励みになっただろうと、私としてはちょっと残念な気がいたしました。それでも、沿道の皆様やわざわざ声援に駆けつけてくださった方も大勢いたようでございまして、ご協力をいただいた皆様方には、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、それでは関口議員の各課、区長会等の連携についてのご質問にお答えをさせていただきます。9月に開催されました秩父札所めぐりウルトラマラソンなど、さまざまなイベントが町内では開催されております。

そのような折、実施団体などから町へ協力要請があったときは、まず担当課で対応し、担当課では状況に応じて各課や職員に協力の要請をいたします。その際の連絡調整には、定期的開催をしております課長会議や、各職員が使用しておりますパソコンでの情報共有などによって行っております。さらに、町民の皆さんに広くご協力をいただきたいときは、実施団体や町から、区長会や関係団体に協力を要請することになっております。区長会との連携を密にし、そのような要請や事案が生じたときは、積極的に協力してまいりたいと思っております。

また、ごみゼロ運動に関しましては、各行政区で年間行事の1つとして、時期を定めているところも多いというお話を伺っておりますので、いろいろなイベントの開催に合わせるのには難しいものと考えておりますが、花の植栽や一時的な清掃活動など、さまざまな歓迎行事につきましては、町の大会へのかかわりや来場者数などを勘案し、その都度検討してまいりたいと思います。

東京国体の際は、実行委員会から町へ職員の協議会、係員への協力要請がありました。町は実行委員会に加わっておりましたし、全国から長瀬町に選手がお見えになるということでもありましたので、総務課から各課に協力を要請し、大会の運営にかかわりました。後日、東京都より、長瀬ボランティアの皆様の温かなおもてなしが大変好評でありがたかったと、お礼の言葉をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今の答弁ですごくがっかりしました。前回、初めて町長に私も質問をさせてもらって、議事録にもいろいろ書いてありますけれども、女性のきめ細かさというのが何回も入っているのです。今回のこの質問は、全然そんな女性のきめ細かさなんて出ていないではないですか。区長会でそういう年中行事に入っているとかなんて、そんなのは町長が一言区長会長にでも言って、600人から来る、これ観光客ですよ、はっきり言って。観光客が見ているところをランナー走らせてほしいから、それを認められなかったからやらなかったと私はとれたのです。そうではないでしょう。600人だって、何時だろうが長瀬町に来て走ってくれるのは、600人観光客が来たことになるのですよ。この観光客が長瀬を走って、きれいだな、長瀬は花やってくれたな、きれいな歩道を走らせてくれたなといういいイメージで帰ってもらえば、そのランナーがまた来るではないですか。鶏が先か卵が先かの話ですよ、これは。町長、だからこういう場合に、余り綱引きしないほうがいいですよ、町長が意地張って。私が見れば、意地にしか見えないです。

私は井戸の上郷の神社のところで、たまたま、きょうは何があるのだいと言ったら、スポーツ少年団の父兄会長という若い人が、きょうはマラソンがあるので来るのだけれども、ここに、歩道にうまがかかっているのだけれども、これ抜けないですかねという話。そんなのは町が協力してやって、歩道に車が走れないようにうまがかかっているのだけれども、鍵がかかって。あれがあるから、見ていたらランナーがカ

ニ歩きですよ、そこは。走ってきてカニ歩き。もっといい環境をつくってやって、こういう、いいではないですか、長瀬町に札所がないのならないでも。今度は違う案を長瀬町でまた提供して、そうやって秩父と1市4町で連携してやらなかったら、うちのほうには得にならないからやらない。そんなことを言ったら、1市4町で大きなことをやろうよといったって、できないですよ、これは。

だから、私はそういう連携をどうしているのだろうかというのが、不思議でしょうがなかったのです。特に町長が女性になったので、女性のきめ細かさを生かしてくれれば、600人から来るとわかっているのだから、我々だって、あの後すぐごみ拾いしているのですよ、井戸の場合。それだったら、もうちょっと早めて、1週間早めて、このウルトラマラソンにあわせてやればいいではないですか。植木だって、そうすればランナーが来るのでは、これ枝邪魔だから切ろうねという、もっと我々のほうがきめ細かさありますよ。町長は議事録に、女性のきめ細かさ、女性のきめ細かさって何回書いてあるがな。もっと私のほうがきめ細かいですよ。きめ細かさありますよ。本当、町長、笑い事ではないですよ。

せつかく600人から来る観光客に、PRのいいチャンスなのですよ、向こうから来てくれるのだから。長瀬をどうしても走りたいと来るのではないのだから。秩父市で、どこでスタートなのかわからないけれども、スタートして来てくれるのだから、そういう方にPRしていけばいいではないですか。4番目にちょっとパンフレットの話があるけれども、そんなパンフレット配らないで、ウルトラマラソンに協力してやれば、銭かからないですよ。そういうことで、もっと区長会ともうんと連携ができるように、町長が女性のきめ細かさをもっと発揮してもらってやってもらいたいと思うのですが、ちょっと考えをお願いします。いいよ。副町長ではなくて町長に聞いているのだから、町長言ってくんない。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

女性の視点のきめ細やかさ、関口議員は男性でもすばらしいきめの細やかさがあるということで、感心をさせていただきました。今、世の中の男性も女性も変わりなく、男性であっても昔とは違いまして、非常にきめが細かい人もいらっしゃるし、また女性でもきめ細かな観点が視点が違うと申しますか、そういうところもあると思います。私は私なりのきめ細やかさを outsizing しながら、これからやってまいりつもりでございますけれども、今回のウルトラマラソンに関しましては、花のお話が出ましたけれども、学校の前ですとか役場の前も当然そうですけれども、いろいろな団体の皆様に協力をしていただいて、植栽をさせていただいております。たまたま私の住む、関口議員が一生懸命やっていただいておりますところが危なかったというお話をいただきました。ちょっとそこに目が届かなかったということで、申しわけございませんでした。

これからは、そういうイベント内容や時期等にもよりますけれども、そういう大きなイベント等が開催されましたときには、役場内の各課の連携はもとより、地元区長やいろいろなボランティア団体とも情報提供を行いまして、おもてなしの観点からも、しっかりと長瀬のイメージアップが図れるように、各課で調整をさせていただきたいと思っております。もし、お気づきのことがございましたときには、ぜひ町のほうにも、全てに目が通せるわけではございませんので、議員のお仕事はそれが一番のお仕事だと思っておりますので、ぜひ町のほうにもお声かけをいただけたらありがたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） もう答えが出たと。この質問については、幾らやっても同じというのが出ました。

だから、今、町長が言ったことに私がお返ししておきますね。議員のお仕事だということだけれども、ウルトラマラソンを町がどういう対処するのかというのが、私にはわからなかったから、ウルトラマラソンが終わったところで、私は町は何もしなかったのだ。全然、ごみゼロ運動を前もってやればいいのになという、そういう考えでこの質問しているだけで、事前にわかっていたらいいですよ。

ただ、スポーツ少年団のそういう父兄の方が、あんなに朝早くから、井戸のトンネルのふるさと歩道のところでランナーを案内する、そういうこともやっているの、区長会とももっとしっかりやってもらうように、町が仕掛けしていいイベントができるように、そういうイベントに参加した人が、長瀬へ来てよかったな、もう一回長瀬一周、あそこの景色がよかったから走ってみようというような、そういうことにしてください。私を褒めるのは、どこでも私褒められるので、褒めてもらわなくて結構ですから、この議会では。大丈夫なので。

では、次の質問に入ります。3番目に行きます。次のページですからね。では、観光立町の取り組みについて、町長にお伺いいたします。9月定例会で町長は、観光立町を推進していくための取り組みの1つとして、ゆるキャラをなるべく早く作成したいとの発言がありましたが、作成することが決定されたのかどうか伺います。

また、全ての産業が観光に関与できるような観光地となれば、経済効果も上がるのではないかと。工業に携わっている方々が、ゆるキャラやジオパークに関するストラップなどをつくり、観光にかかわっていたらと発言もありました。ストラップをつくることにどれだけ工業業者が参加し、税収増につながると考えているのか伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えをいたします。

9月定例会で答弁いたしましたゆるキャラの作成につきましては、町のイメージキャラクターとしてさまざまな場面で活用できるよう、来年度当初予算に計上させていただきたいと考えております。

また、ストラップの件につきましては、9月議会において、観光と商工業の連携策の一例として挙げたものでございますので、この事業を実施するというものではございません。今後、こういうこともできるのではないかとということで発言をさせていただいたものでございます。

確かに長瀬町は、埼玉県を代表する観光のまちでありながら、その他の農業や商工業などの産業との連携が弱い部分がございます。しかし、裏を返せば、これらの分野はまだ成長分野であると認識をしておりますので、今後検討していく重要な課題だと考えております。ご質問の参加企業数や税収増につきましては、まだ方策が決まっておりませんので、考えてはおりません。大きな問題ですので、すぐにはこれというものは出ないとは思いますが、将来、全ての産業がかかわれるような方策を検討してまいりたいと思っております。来年度の予算には出したいと思っておりますので、議員の皆様には、ぜひその節にはご協力をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） ゆるキャラが3月の当初予算に出てくる。これはたまげますね。6番議員が、ゆるキャラをつくったらどうですかと前の町長にやったときに、今の地域整備観光課長が答弁で、つくらないという答弁したばかりで、もうこんなに考え方がふらふらするのでは、私が以前言ったように、中期計画、長期計画、そんなの関係なく思いつきでふらふらやっていくのですか。町長は、自分の給料を50%カット

してまで、この町が財政が逼迫しているから、自分の給料50%で身を切って一生懸命やっていくと言いな
がら、お金がかかるゆるキャラもつからない方針でずっと来ているのに、方向転換していくのですか。そ
こをもう一回はっきりお聞きします。

それから、まだ工業やそういうストラップをつくったり何だのは、たればだつたということだと思
うのですよね。たればの話、この前の質問の答弁でしていただいたと、私、今解釈しました。そういう
不誠実な答弁はやめてください。私は、一生懸命町の町政にかかわることを聞いているのだから。前回は
まことしやかに、工業の人が携われれば、ストラップでも何でもつくってもらえば、観光立町になると言
ておいて、もう次の議会になったら、たればだつたというのでは、私たちは、私たちって全員そうかわ
からないけれども、私は真剣に町政に対する一般質問といいながら、そんなにたればでやられたのでは、
真剣になって質問できないですよ。観光立町にするというのだから、観光立町にするように私も協力しな
くてはと思っていたのに、たればだつたのでは、一生懸命やろうと思ったのが、そんなことかいなとい
うことになってしまうのだと思うのです。

ある工業の方が、私が質問したことに、工業でストラップをつくるのに、もうかるようなストラップが
あっても、その型枠をつくるだけで幾らかかるかおまえ知っているのかって、怒られましたよ、私が、町
長の答弁を聞いただけで。そのぐらい大変らしいです、お金がかかって。町長が、でもそれをやると言
たのだから、私も協力しなくてはと。何か階段外されてしまったような感じで、今、もうやる気がなくな
ってしまったような感じになっているのですよ。もうちょっと答弁しっかり、自分で長なのだから、ハン
ドル握っているのだから。あと、ここにいる執行部の人は、本当にプロで一生懸命こうにしよう、ああに
しようと考えているのに、町長がそういうたればだつたような話したのでは、みんなだってやる気なく
なると思いますよ。いかがですか。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

たればって何だろうなと思って、たればは魚屋だし、レバーは肉屋だしと思って今聞いておりましたけ
れども、たればということは、やったら、ればはどういうことなのかなと、ちょっとわかりませんけ
れども……

〔「やればだよ」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） そういう中で、私はこういうものも考えていただければ、工業の皆様にもそういう
ことを考えていただきながら、観光にかかわっていただけたらよいかと、私自身で思っておりますとい
う発言をさせていただいたわけでございます。これから計画を立てまして、今後のこととございますので、
決定をいたしましたときに、そういう商工業の皆様にはお願いを申し上げることになると思います。
型枠の話が出ましたけれども、私もそこところは承知をしております。どのくらいかかるものかなとい
う思いがしている中で、協力していただけることは協力をお願いしたいという思いでございます。

また、前町長がゆるキャラはやりませんということで、6番議員のときにお答えをしたということでご
ざいますけれども、町長がかわりまして私がトップをお世話になる中で、いろいろなところに参りました
ときに、やはりこれはゆるキャラは必要だなという、町長の立場で見ましたときに、つくづく感じており
ます。特に、先日、12月8日にお宝登山・長瀬アルプストレイルが行われたわけでございますけれども、
町内外から642名ご参加をしていただきました。選手に加えてお若いお母さん、小さな子供さんが大勢集
まっていただきましたけれども、こういったときにやはりゆるキャラがあると、この大会も盛り上がった

のではないかなという思いがしたわけでございます。そういった場面に出くわす機会が非常に多くなりましたときに、ぜひそういうことを考えていかなければならないかなという思いがしております。

また、観光・農産物PRというのも、10月に2日間実施をいたしました。本当に台風の影響があったわけでございますけれども、それでも1,000人の観光客や地元住民の方々が大変野菜を購入していただき、すぐ売り切れてしまうというような状況でした。こんなときにも、やはりそういうものがあつたならば、非常によいのではないかと考えております。

また、このところ、ゆるキャラさみっとというのが、in羽生ですか、羽生のほうで昨年からですか、行われております。ことしは11月23日、24日と2日間行われたわけでございますけれども、45万人もお客様が見えたという報道を聞いております。それから、またエントリー数も1,580体あつたということで、非常な盛況で、ともかくパンク状態だつたというお話も伺っております。そういったところに、やはり観光長瀬として、PRできるものと考えていかなければいけないのではないかなという思いで私はおります。ぜひ、来年度はそのような考えのもとに、課長とも相談をさせていただきながら、これは実行させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） ゆるキャラについては、しっかり頑張ってやってください。今、テレビなんかでも、人気のあるゆるキャラはお金がかかるということなので、財政を自分で50%カットすると選挙のときにやって、この町に一生懸命そういう流れを入れるのかと思つたら、ジャブジャブ違うところで使うようなことはしないように、ひとつお願いしたいと思つます。

続いて、4番、観光パンフレット作成状況について、地域整備観光課長にお伺いをいたします。9月定例会の一般会計補正予算の中に、長瀬町観光協会パンフレット作成費補助金210万円がありました。現時点でどのようなでき上がり状況なのか伺います。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

現在の観光パンフレットの作成状況でございますが、デザインやページレイアウトの案を作成しております。現在、第1校正が終わつたところでございます。内容といたしましては、8ページの観光用PRのパンフレット3万部と、外国人観光客に配布する外国語表記のリーフレット2万部を作成いたします。これらの内容やデザインにつきましては、観光協会と随時協議をしながら進めており、12月中には完了する予定で進めております。これらのパンフレットは、来月10日から行われます東京ドームで開催されますふるさとまつり東京での配布を皮切りに、さまざまな観光キャンペーン等で配布する予定でございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今、第1段階やっているということで、私が心配しているのは、東京ドームでやるイベントに使いたいという理由で、補正のときに答えていただいたので、もうこの時期、できているのかなと思つてこの質問をさせてもらったのだけれども、まだその段階で、これから間に合うのかどうか。

それと、このパンフレットを、こういう東京ドームへ行って配るだけの気持ちがあつて210万円も使うなら、さっきの話に戻るのだけれども、ウルトラマラソンで来る方々にだつてそういうPR、何か地域整備観光課長として、お金を使わないPRの仕方だつてあるのだと思う。さっき言うように、きれいなまち

にしてお迎えをしてやる。それから、コースをしっかりとマラソンのコースのようにしてあげる。私は、この観光パンフレット、200万からのお金が、こんなにお金を使って東京ドームで配って持って行くのだったら、わざわざ向こうから、長瀬、秩父1市4町を走るランナーとして現地に来ている人のほうが、長瀬にもう一回来る、そういう可能性がすごく強い方なのだと思う。そういう方には、地域整備観光課長、全然何の手だてもしないで、これから東京ドームへ行って、秩父の屋台が出るから、それを見に来るお客さんに長瀬をPRするので200万かけたって、さっきの町長の話ではないけれども、たら、れば、こういう話でパンフレットを配るような状況にならないかどうか。2点お伺いをいたします。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、まず1点、パンフレットの関係でございますが、パンフレットにつきましては、ふるさとまつり東京のみでなく、その後に行われます東京都庁での全国PRや川越との合同キャンペーン、あとロウバイキャンペーン等に配布する予定でございます。今現在、パンフレットの在庫が少なくなってまいりますので、これから先のPR等にも使わせていただくために、この部数を作成させていただいております。

また、ウルトラマラソンにつきましては、先ほど町長からも答弁ございましたが、なるべく町でも参加者にいい思い、楽しい思いができるようなことを考えていきたいと考えておりますが、今回ウルトラマラソン、特に初めての事業でございまして、どんなふうにするかというのも、我々もなかなか把握ができておりませんでした。その辺につきましては、今後大きな大会がある場合は、そういうことを第一に考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今、課長が答弁していただいたのだけれども、東京ドームだけではなくて、違うのにも配るという話でいって、その中に今までのパンフレットが部数がなくなってしまったから、新しいのをつくる。それはわかります。どうしても、だったら今言うように、今あるやつがだめではないのでしょうか。足りなくなったから、次つくるというのであるなら、増刷だったら、第1段階、これからアイデアなんてなくたって、いいパンフレットが今までできているのではないのか、私はそう考えるのです。新しくだんだん、だんだん進化した長瀬をPRしていくのをつくるというのはわかりますよ。わかるけれども、私が9月の定例会で予算反対した理由の中に、そういう気持ちがあって反対させてもらったのだけれども、本当にこの時期にまだその段階でやっているような状況で、本当にお金大事に使えるのかどうか心配なので、今回わざと聞いてみたのです。ぜひ間に合わせるようにしっかりやってください。観光協会でも相談しながら、まだこの時期相談しながらではなくて、もう相談済んでいなくては、本当にでき上がり間に合わないのではないかと心配になります。それはしっかりやってください。

それから、このPRの仕方、パンフレットだけでなくPRの仕方、ウルトラマラソンを出してでは悪いのだけれども、いろんな長瀬にはそういう観光ではなくて、ふらっとそういうイベントで来たとか、そういう場合、いろんな場合、ケースがあるのだけれども、そういうときにもPRの仕方をしっかり、プロフェッショナルなのだから、観光課長は、我々とは違って。我々は、本当に野球で言えば外野席の観客で、一番後ろから、おい、ピッチャー交代させろという、そういうやじぐらいしかできない、そのぐらいの考えしかないのだと思う。課長は本当に数段上の考え方持っていると思うので、こういうPRの仕方もちよっと考えてくださいよ。何回も言うように、町長は50%も給料カットして、長瀬町のためにお金をカットしながらやるという気持ちからいくと、整っていないような気がする、全体が。もっとしっかり課長

会議なりで発言して、横の連絡もとって、いいPRの仕方を考えてください。

私の時間、ちょっと短過ぎただけけれども、終わりにしたいと思います。

○議長（野原武夫君） ありがとうございます。

○議長（野原武夫君） 次に、1番、岩田務君の質問を許します。

1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 1番、岩田です。それでは、通告に従って質問を始めたいと思います。

中央公民館、勤労青少年ホーム、コミュニティセンターの活用と運営について、教育長に伺います。平成25年度の中央公民館要覧に、基本方針と運営方針が示されており、公民館は住みよいまちづくり、生きがいづくり、生涯学習の拠点として、勤労青少年ホームは働く青少年の福祉増進と余暇活動の場として、コミュニティセンターは住民の憩いと交流の場としての機能を持ち、より高い文化と教養を求め、町民憲章の実現に努めるとあります。

そこで、1つ目、町民の希望に応え、より高い文化と教養を求め、町民憲章実現のために行っている事業について。

2点目、社会教育法に公民館の目的達成のための事業が規定されていますが、公民館独自に工夫している事業や特色ある事業について。

3つ目が、公民館の活用を図り、さらに多くの町民に利用していただくための考えや施策について。

以上の3点について伺います。

○議長（野原武夫君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） それでは、岩田議員のご質問にお答えしたいと思います。

公民館等の活用と運営についてのご質問ですが、ご質問のように公民館等は生涯学習の拠点、働く青少年の福祉増進と余暇活動の場、住民の憩いと交流の場として町民憲章の実現に努めております。現在、公民館では、各施設の貸し出しや本、CDの貸し出し、教室（事業）等を行っております。40を超えるいろいろな団体や、子供から高齢者までの個人に活用されています。

そのため、質問1ですが、公民館等で現状行われている全てのものが、町民憲章実現を目指すものとなっています。

また、質問2ですが、現在決定しているものも含め実施している事業は18事業で、そのうち受講者が地域で指導者として活躍している高齢者の健康増進教室や、受講者が第二小学校で製作指導を行っている布草履教室、現在もその草履で小学生が箱根を歩いています。幼児や小学生を対象とした映画会や陶芸、押し花等の子ども教室など特色があるもの、要望が多い事業となっています。特に陶芸教室は人気があり、定員を大幅にふやして実施しています。

質問3ですが、今後も関係部署と連携しての事業展開や、教室からのクラブ化を積極的に進めるなど、多くの町民にご利用いただくよう工夫してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 今の答弁からも、要覧の事業計画を見てもわかるように、講座や教室などは計画的

に行われており、多くの町民の皆さんに利用されていることはわかりました。

それでは、もう少しお聞きしますが、平成10年度と平成25年度の基本方針、事業計画、運営方針の文面を比べても、同和教育から人権教育に変わっただけで、ほかは内容が全く変わっておりません。これでは、毎年度ごとの方針と計画ではなくてもいいと思います。激しく変動する時代の流れに対応して、町民の希望に応えと15年以上前から書いてあるのに、運営方針も変わることなく、それでいて本当に町民の希望に込めているのでしょうか。私が聞きたいのは、それ以外に工夫や特色ある事業等を行っているのかということなのです。

先ほどもお話の中に、陶芸等人気のものもあるということですが、その中で細かいことを言えば切りがないのですが、例えば運営方針に、住民の希望に応じた新刊書を購入し、読書意欲の向上に努めるとありますが、15年以上この活動をしていたとして、本当に読書意欲が向上していくと思いますか。ごく一部の方だけではないのでしょうか。本当に読書意欲を向上させていくのであれば、ほかの方法があると思います。

ちなみに、平成9年と平成24年を比べますと、9年度には1カ月の図書の利用者は平均90人で217冊を貸し出しておりましたが、昨年24年度は53人、128冊とおおよそ半減しています。CDの利用者に至っては、9年度には1カ月84人、208枚が、昨年度には17人、37枚と、利用者は5分の1となっております。この原因は、多分インターネットやスマートフォンなど音楽をダウンロードできたり、さまざまな情報を検索できるといったことも理由の一つだと思います。こういったことから、時代の変化に対応し、運営方針の見直しが必要だと思います。

1点目の再質問は、運営審議会や運営委員会がありますが、基本方針や事業計画、教室や講座などはどのように決められているのかということ。

また、2点目ですが、こちらは中央公民館は住みよいまちづくり、生きがいつくり、生涯学習の拠点として、福祉増進と余暇の活動の場として、住民の憩いと交流の場としての機能を持っていると、先ほども話も出ました。しかしながら、意外と中央公民館で何ができるのか、施設はどうなっているのかといったことを知らない方も多いようです。利用をさらに促進するためには、長瀬町のホームページに施設の概要や各部屋の写真などを載せることや、こういった利用もできますというものを掲載することも必要だと思います。せっかくある施設を有効に活用し、魅力あるまちづくりの一つの拠点としてもよいのではないのでしょうか。

先月、議員連盟の視察で山梨県の忍野村に行きまして、たまたま生涯学習センターで研修がありました。館内は図書のスペースが大部分を占め、集会室、研修室、多目的ホール、和室などがあるようでした。より多くの人々に施設で交流を深めてもらえるよう、公民館を生涯学習センター、交流館などと言いかえる設置者もあるようです。確かに、視聴覚室や音楽室、調理室と言われても、どういったときに利用できるのかと考えてしまいますし、部屋や施設名を変えるだけでも利用者がふえるような気もしました。

最後の質問になりますが、キッズコーナーや遊具の設置、喫茶店があり、インターネットを利用できるといった公民館もあるようです。老若男女、住民のニーズに応えるためには、どういったものがかいよよく検討しなければなりません、新たな施設をつくらなくても、今ある施設、部屋を最大限に活用することが必要だと思います。2点目の質問は、今お話ししたような利用方法などはどう考えるか、ご意見をお聞かせください。

○議長（野原武夫君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） 岩田議員の再質問にお答えしたいと思います。

1 番目の運営審議会とありますが、講座等を決めるのに、講座の利用者等と公民館職員が相談をして決めているのが現状でございます。今後、運営審議会委員さん等の意見も多く取り入れていきたいと考えております。

2 点目ですけれども、中央公民館を知らせるということで、議員のご指摘のようにホームページ等に掲載するという工夫等もしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最大のニーズに応えるためのこれからの対応ですけれども、岩田議員さんのご意見等を入れながら、今後検討を図ってまいりたいと思います。今、直接具体的にこのようにということが出ませんので、今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 1 番、岩田務君。

○1 番（岩田 務君） 今、教育長より、検討していきたいとの意見をいただきました。時代のニーズを考えながら、町民が本当に望んでいるような運営方針を示し、実行していただきたいと存じます。どういった講座に皆さん参加したいのか、よく皆さんの意見を聞くことも必要です。今後は、さらに特色ある、魅力ある事業を展開して、公民館事業を通して、町民の方々にとって楽しく、住みやすく、魅力のあるまちだと感じていただければと思います。

また、3 番についてですが、例えばですが、子育て世代の方で皆野町の柔剣道場にある子育て支援センター、ちょっと話があれですけれども、公民館事業としてなのですけれども、支援センターに行くといった話を聞きました。こちらはなぜかという、ひのくち館と違うところは、スペースも広かったり、いろいろな遊具もあつたりということですが、一番の理由は、午後も利用できるということです。昼間の公民館の体育館は利用者も少ないので、こちらでも利用できると思いますし、土足禁止の視聴覚室は例えばキッズスペースにして、利用者の少ない図書室や講習室を、インターネットも利用できる部屋にするなども考えられると思います。

ある自治体では、トレーニングマシンやエアロバイクなどの美容健康グッズ等を公民館内に設置し、利用者の増加や高齢者の医療費削減を目指しているところもあるようです。ちなみに、こういった健康グッズは使わなくなり、かなり多くのうちに眠っているらしく、住民の方から集めて使用しているようです。この方法であれば、例えば図書館の本も、住民の方の協力でふやすことも可能だと思います。

先日も秩父市の図書館に行ってみました。平日でも常時40人程度の方がいて、入れかわりで入退室しておりました。ちなみに、旧秩父市の図書館で年間の利用者は、最近の資料がなかったもので、21年度で年間13万人程度、長瀨町は昨年度の1年間で210人です。秩父の場合、展示会等もあるようですが、充実した図書があり、インターネットがある程度で、それほど、規模が違う程度でございますが、これだけの利用者があるということは、それだけ図書館にもニーズがあるものだと思います。少し話が変わりますが、こういった中で、年配の方や子育て世代、子供たちが世代間交流や地域のきずなづくりの場としても利用できると思います。

最後になります。ある公民館の目標では、利用者や訪問者でいつもにぎわう公民館づくりに努める、気軽に公民館を訪れ、楽しくひとときを過ごしたり、さまざまな講座や研修に積極的に参加するにぎやかな公民館にする。地域住民が特別の用もないのに、公民館の前を通ったから、ちょっと寄ってみたよとか、職員の誰その声が聞こえたので、ちょっと顔を見に寄ったよなどなど、気軽に立ち寄れる雰囲気醸し

出す公民館にするために、館長を初め、そこで働く職員が来館者に気軽に声をかけ、明るく温かい雰囲気が漂う館内外の環境整備に努めますといった目標を掲げている公民館もあるようです。

最後になります。今までの話を聞いて、長瀬町の中央公民館ももっと皆様が行きたくなるような魅力のある施設にしていく考えはあるのか、また世代間交流や地域のきずなづくりの場などにもできるのか、ご意見をお聞かせいただき、質問を終わりたいと思います。

○議長（野原武夫君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） 岩田議員の再々質問にお答えしたいと思います。

貴重なご意見ありがとうございます。今後、教育委員会として真摯に受けとめて、ご意見を取り入れながらよりよい中央公民館運営を図ってまいりたいと考えます。どうもありがとうございました。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時40分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（野原武夫君） 次に、2番、村田徹也君の質問を許します。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 協働のまちづくりについて町長にお伺いします。

町長は、協働のまちづくりを提唱しておられます。協働とは、町民、活動団体、事業者、町がお互いの立場を理解し、共通の利益のために対等な立場で努力し、成果と責任を共有し合う関係です。そのため、行政は情報をわかりやすく町民に提供し、まちづくり参画意識を高める必要があります。

そこで、町民の意識改革にどのように取り組んでいくのか、具体的な方策を伺います。

さらに、多面的分野の人々の意見を聞くことが重要ですが、各種委員会等の構成員をどのように選出しているのか、また公募制をどの程度取り入れているのか伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の協働のまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

協働のまちづくりは、地域の実情やニーズにあわせ地域の課題解決に向けて、住民の皆さんが柔軟に取り組むといったケースが考えられますが、実際のまちづくりにはさまざまなケースがあり、町民の皆さんと行政が連携して取り組むことが効果的な場合や、行政単独または町民単独で行うことが効果的な場合もあるかもしれません。長瀬町は人口8,000人足らずの小さな町でもあり、小さな町であるからこそ、行政区やボランティアなどを通じて、行政と住民が協働によりともにまちづくりを進めることができると考えております。また、このような考え方を事あるごとに住民の皆さんとお話をしたり、ご意見を伺ったりすることが必要であると考えています。

町民の皆さんから、まちづくりの課題などについてご意見やご要望などを伺ったりする各種委員会の構成員の選出については、条例等に基づいて各種団体の代表者や委員会の趣旨に沿った中で、識見をお持ちの方などをお願いをしています。また、公募制については、現時点では4つの委員会で取り入れており、町民の町政への参加意識を高めるとともに、審議に広く町民の意見を取り入れられるようにしております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、再質問ということで、協働のまちづくり、大変魅力的な言葉ですが、また曖昧な言葉です。まだ日本で提唱されて十数年しかたたないことを、我が町でどのような方策で効果を上げていくのでしょうか。

まず、協働という言葉なのですが、1990年後半にアメリカで提唱された造語です。コープロダクションということとコラボレーションということだそうです。日本で最初に市民協働をうたったのは横浜市で、協働基本方針というのを定めています。また、協働をうたう多くの市町村では、協働ルールブックというものを定義づけ、策定して、その住民に知らしめています。

そこで、長瀬町では、協働のまちづくりとうたうのですから、それに関する基本方針あるいはルールブックを策定したのではないかと思います。もし策定していないとしたら、その策定計画、なおそれをどのように町民に知らしめるかということをお聞かせ願いたいと思います。

もう一つ、共通の目的意識、目標に向かい、その達成のために一緒に取り組み、協働による相乗効果を期待するという町民は多いはず。そのためにも、具体的にこのような指針を示していくと。先ほど言いましたが、こう町民に知らしめていくという方策案、さらに将来を見据えた具体的なプロセスをお知らせ願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問に対してお答えをさせていただきます。

基本方針ができていない中というお話がございました。実践例を挙げさせていただきたいと思います。地域や会社でみんなと一緒に清掃活動や花植えをする。また、地域や子供の見守りパトロールをする、地域や防災訓練をする、学校と地域住民との協働による学校支援ボランティア、いつも使っているごみステーションの掃除をする、これらが長瀬町で実践をしている例でございます。

私は、町民から直接私にいただいたご意見、ご要望などには、どんな小さなことでもすごく大切に、常に大切に思っております。そういったことを、課長会議の際にお話をさせていただいております。これも町民と協働のまちづくりを進めていきたいという思いの中で行っていることでございます。職員からいたしますと、本当にささいなことでもございまして、そこまで言わなくてもというようなこともあるかもしれませんが、私にいただいたご意見はしっかりと課長に話させていただきながら、協働のまちづくりを進めていきたいというのが、私の方針でございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） ちょっと2点ばかりお答えになっていないのではないかなと思いますが、そういう指針であるとかルールブックであるとかいうものを、これから策定できていないということではよろしいわけですね。それを策定してやっていくのかどうかということ、まず先ほど答弁をお願いしたのですけれ

ども、それが1点。

〔「やっていく……」と言う人あり〕

○2番（村田徹也君） これからそういうものを策定して、町民に情報を出していく予定があるのかということです。言葉では、非常に協働という言葉はよく聞くようになった言葉ですが、ただ、今の町長の答弁ですと、協働のまちづくりということは、町民の意識として醸成されていかなければいけないのかなと。確かに要望には応えるというふうなこと。こういうことには応える。意見は委員会というふうな話なのですが、それだけでは協働のまちづくりは成り立たないと私は思います。

ちょっと具体的な例を挙げます。町では、外部委員会を設置しているということですが、町の条例に基づいて、より多くの組織から人選しているというお話です。ただ、現在委員会でも、その委員に選出された人が、その組織の中で要するに話し合いを持って、それで委員会に臨むという体制がまだできていないと思うのです。それができて初めて協働のまちづくりといえますか、委員会に出た人が組織の代表として、組織の話をまとめて出ると。それは、より町民の声を上げられるということだと思っておりますが、そのような努力をぜひしていただきたいと思うのです。

ですから、今のままでは、今国会でも特別秘密保護法案とか審議会委員制度を取り入れたというふうなことです。多くの報道メディアでは、お友達委員による審議だというふうに言われてしまっています。当町でぜひそうならないように、委員の選出等についても考えていかなければいけないのではないかなと思います。

なお、公募制につきましては、4つの委員会で公募しているというふうなお話なのですが、その公募の仕方というのですか、非常に町民まで、私なんかでもどれを公募制でやっているかというのがわからない状況ですので、そういう知らせるといいますか、そういう方をもう少し工夫していただけたらと思います。

なお、さらに住民協議会というふうな形、名称はともあれ、例えば町のまちづくりをやっていきますよ。それについて町で町民に、本当に委員でなくて町民に説明会を開きますと。そのとき、そこで意見があったら、そのご意見も承るといふような住民協議会というものを開催していったら、より町民の声が聞けるのではないかなと、常に思っているのですが、そんなふうな開催予定があるのかどうか、ぜひお聞きしたいと思います。

もう一点、具体的な例で申します。観光地長瀞の岩畳の汚れが気になるという住民の声があります。受益者負担の観点と、自助、共助、公助による観光づくりという点から、観光に携わる人々による定期的な清掃というのは、必要不可欠なのではないでしょうか。あるいは地域ボランティアを育成し、岩畳清掃なども先進的観光地に見習い実施すべきと考えます。この点について、協働を唱える町長の立場からお伺いしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 公募制につきましては、平成15年の地方自治法の改正により施行されたわけですが、取り入れてはみたものの、なかなか町民から手が挙がらないというのが現実のようです。皆さんに徹底して周知を図るという部分が欠けている部分もあるかもしれませんけれども、手を挙げてくださっている方が偏ってしまうということがあるということも事実でございます。特に今の時代でございますので、ぜひ女性の声を反映させていただきたいなど、私は思っているのですけれども、特に女性からは手を挙げていただけないというのが現実でございます。これからも広報等で、そちらのほうはしつ

かりと周知徹底を図ってまいりたいと思っておりますので、公募の際には、大勢の皆さんに手を挙げていただきたいと思っております。

また、基本法を策定して情報を出していくというお話でございましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、長瀨町は小さな町でございますので、そういった中で、そこまでやらなくても、皆さんに周知徹底を図れるのではないかなと思っております。

また、組織の中で話し合いができていないというお話をいただきました。これは、確かにそういう部分があると思います。これからは委員会ができましたときには、委員長さんを中心に、ぜひそういった細部にわたって会議を開いていただくというような場面も持っていただきたいと思っております。

それから、岩畳がちょっと汚れているというお話をいただきました。自助、共助、公助の部分でこれからやっていったらよいのではないかというお話をいただきましたけれども、こちらにつきましては観光協会もかわりながら、町、それからボランティアの皆さんにもお願いしながら、清掃ができるように進めてまいりたいと思っております。

また、公募に関する実施している委員会がよくわからないというお話でございましたけれども、情報公開・個人情報保護審議会、行政改革推進委員会、総合振興計画審議会、環境審議会、これらが住民公募をしております。

それから、協働のまちづくりの中で、先ほどちょっと申し上げさせていただきましたけれども、各種長瀨町は非常にボランティアの皆さんの活動が活発なまちでございます。議員もご承知だと思いますけれども、特に学校ボランティアに関しましては、毎日、毎日お骨折りをいただいております。これから寒くなってまいります中で、非常にご協力をいただいているということで、いつも頭が下がる思いでございます。また、学校応援団による朝のあいさつ運動もしていただいております。それと、また松と桜、これも月1回から2回ボランティアをしていただいております。それから、岩畳のところの藤、これを管理していただいたり、アジサイを管理していただいたりという団体もございますし、勤労者親睦団体は、各学校の植木を刈り入れをしていただいたり、清掃していただいたりしております。

そういった中で、また子供も非常にボランティアに関しては関心が高く、中学生の皆さんにはしっかりとボランティアをしていただいております。特に船玉まつりの翌朝の清掃には、町の企業もボランティアとして参加をしていただきながら、中学生にも多く参加していただき、また町職員もほとんどの職員が参加して清掃を行っております。そういった中で、協働のまちづくりを進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 協働については質問終わりますが、申しわけありませんけれども、協働の意味がまだ浸透していないと思っておりますので、町当局でももう少し協働という意味を反すうしていただいて、よりよいまちづくりに生かしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、学校教職員の勤務実態について、教育長にお尋ねします。学校教育では児童生徒の現状を鑑みると、他町村に類を見ないほどの成果を上げていると思っております。これは、すばらしいことと敬服する次第です。しかし、これは学校教職員の超過勤務によるところが大きいのではないかと感じます。これは、決して本来的な姿ではなく、安定、継続的な心の教育は長続きしないでしょう。

そこで、教育委員会では、この勤務実態を掌握し、監督指導しているのか伺いたいと思っております。

○議長（野原武夫君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） 村田議員のご質問にお答えします。

村田議員におかれましては、議員活動の中でも特に学校教育に目を向けられ、さまざまなご協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。おかげさまで、小学校、中学校ともに、家庭、地域、児童生徒、そして学校が一体になった望ましい教育が展開されていると思っております。

さて、ご心配いただいております、教職員の勤務時間終了後にも自主的に勤務にかかわる仕事をしたり、時間を忘れて自己研さんに励んだりしている実態があることは、教育委員会としましても把握し、また心配しているところであります。特に1学期は、学校経営、学年経営、学級経営が軌道に乗るまではという教職員の共通認識が働くため、いわゆる遅くまで職員室や各教室で仕事をしている時間が長くなってしまいます。また、これから今の時期でございますが、2学期の成績処理や通知票の作成など、子供たちと活動している時間帯にはできない仕事をやらなくてはなりませんので、退出が遅くなってしまいます。

学校では、校長が、できる限り計画的に効率よく事務処理をするよう全体に指導しています。また、家族構成や通勤距離、仕事量の軽重を考慮して、個々に指導しているところでございます。今後も学校の教育目標の具現化を目指していただく中で、過重な勤務にならないよう指導してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 先生方の日ごろの勤務時間を超えてのご努力というのは、よくわかります。しかし、労働基準法第1条、労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすものでなければならぬと規定しています。なお、その32条で、原則1日8時間、1週間40時間を超えて労働させてはならないという規定があります。一般職では三六協定で、1カ月45時間までの残業が認められております。その他、賃金、労働条件等が決められています。しかし、現在、賃金未払いや規定外勤務実態などで、ブラック企業ということが社会問題ともなっております。そのため、来年度から就職活動におけるホワイト企業の記載もなされるという方向になっていくようです。

教職員は、その特殊性から残業手当は支給されず、教職調整額という形で支給されていると。これは私も知っているところですが、文科省では、既に現在この教職調整額支給制度を見直して、抜本的学校制度改革を考慮する答申を行っております。その趣旨は、学校現場で勤務条件を労働基準法遵守していくという方向からだそうです。

このような世の趨勢ですが、長瀬町の小中学校では極端な勤務時間超過が認識されています。これは、教職という特殊性を鑑みても、あるべき勤務状態とは言えないのではないのでしょうか。例えば昨日で言うと、9時過ぎまで電気がついてたというふうなことがあるのですが、これは地域の人は、ありがたいことだと思われると思いますが、しかし労働というふうなことを考えて、やはり好ましいことではないかなと思いますので、再度教育長に質問します。

○議長（野原武夫君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） 村田議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員言われるとおりに思います。やはり、勤務時間内に仕事が終了するのが当然であります。議員言われたとおりに、教職員の勤務形態は多岐にわたっているということで、なかなか時間内にできないということがございます。しかし、健康を害されては、子供たちに与える影響が大きいので、できる限り計画的にみんなで、先ほどのお話ではございませんけれども、協力して仕事ができるように図って、なるべく、難しいのですけれども、時間内に終わるようにこちらからは指導してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 私も非常に質問しながら心苦しいところもあるのですが、第一小学校、第二小学校、長瀬中学校、私、ぐるぐる徘徊して見て回っているわけではないのですよ。でも、比較的第二小学校さんは早く帰られているような感じがします。特に第一小学校さんは、遅いときは12時を過ぎています。こういう勤務実態は、やはりちょっと疑問に思います。

さて、教育長は長い教職経験から、教育公務員の勤務の専門性、特殊性は十分理解されていると思います。まして、管理職経験者として、学校現場の特異性などの実態は熟知されていることと思います。

そこで、教育現場で多くの教師が気にかけていることは何でしょうか。子供たちの健全教育はもちろんです。しかし、地域保護者の目、すなわち風評が気になる場所です。一般的には、遅くまで残っている先生が熱心と見られがちです。しかし、子育て中の教師や、家庭に介護が必要な家族がいる教師もいるのは当然です。幾つかデータ処理上やむを得ない、これはいわゆるUSBはウイルスの関係で持ち帰れないとか、成績処理とかそんなふうなものを、データが外へ露出しないようにというふうなこともあると思います。

仕事量が多過ぎて帰れない。問題なのは、職場が帰りにくい状況であるなどの理由から、ちょうちん学校になっているとしたら、これは問題ではないでしょうか。もし、このようなことで夜遅くまでこうこうと電気がついていたら、憲法の第25条、人たるに値する生活を営む権利の生存権に抵触するのではないかと、私は懸念します。教師も一人の人間として、自分の時間を持ち、豊かに生活する権利があります。地域の将来の担い手となる子供たちへの教育を、心にゆとりを持った教職員に委ねる。このために、教育委員会では、校長会、教頭会、月例教育委員会等で、職員の勤務状況に対してどのような方策をとり、指導を行っているのか伺いたいと思います。

先ほど教育長は、事あるごとにと言われましたけれども、これ地域の声で、「あんなに遅くまで学校に電気がついてるんかい。電気の無駄じゃないかい」とか、私も教員やってたから、余り詳しいことは言えないのですけれども、やはりそういう目もあるということで、もう一度答弁のほうをお願いします。

○議長（野原武夫君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） ご質問にお答えしたいと思います。

村田議員の学校教育、また先生方に対する熱い思いを今伺いまして、大変ありがたいというふうに思っております。なかなか難しいのでありますけれども、絶対に私が思っているのは、先生方が勤務によって健康を害するということがないようにだけは、常にしたいと思っております。校長会、教頭会では、必ずそのことも先生方に伝えておりますし、学校からの連絡で必ず先生方の勤務状況も伺うようにしております。今のところ、先生方が勤務をやっていて、早く帰れない学校の状況がという心配がありましたけれども、そのことは一切ございません。必ず小さいお子さんがいる方は早目に帰られておりますし、一小的な場合ですと、教頭先生が熱心で、先生方が帰られた後も見回りをして、自分の仕事をその日のうちに完結して帰るということで、ちょっと遅くなっているというのは聞いておりますけれども、それ以外のことで、なかなか勤務時間内に終わらないという現状がありますので、今後とも指導していきたいというふうに思います。

ここで話ししていいかどうかわかりませんが、小学校の場合には定数が少し足りないというふうに思っています。けれども、定数を決めるのは国ですので、埼玉県の市町村教育長会ですとか教育委

員会連合会ですとか、または小中学校の校長会等で文科省には働きかけているのですけれども、なかなか小学校の定数がふえないというのが現実でございます。中学校に比べるとちょっと少ないので、1人で全部やらなくてはならないという現状がございますので、その辺もご理解いただいていると思いますけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、教育につきましては、現状では長瀨の子供たちはよく挨拶するとか、健康やかに育っていると思うのですが、それは継続的なものでなければならないので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、続きまして観光行政の視点、方策について、町長に伺います。観光とは、「その土地の交流人口をふやすこと」と考えられます。現在、観光イコール観光業、つまり物見遊山的なものになっていると思われまふ。もちろん、長瀨町においても、法人化した観光協会が主導する観光ですから、それはしかりです。しかし、観光の視点を変えてみると、長瀨には地球の窓という考古学上の宝物や恵まれた自然があります。宮沢賢治など、当時訪れた多くの偉人の痕跡がたくさんあります。「温故知新」ということわざがありますが、原点に返って長瀨のよさをアピールするとともに、観光客のニーズを酌み取った観光行政の展開が必要と考えまふ。

そこで、行政としての観光の視点、方策を伺います。町長、お願ひします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

長瀨町の観光の原点は、大正13年に国の名勝及び天然記念物長瀨として指定されたことから、多くの偉人の方々が足跡を残したものだと思ひます。その当時から、観光の中心はこの風光明媚な岩畳の散策や船下りを求めて、多くの方々が訪れたものと考えております。現在の観光は、荒川や宝登山などを中心としたハイキングや、自然を楽しむラフティングなどの体験型へ移行してありますが、長瀨に訪れる観光客層は、家族、カップル、団体や外国人観光客など多種多様であり、来町のも、ライン下りやハイキング、桜や紅葉を初めとする自然の観光など千差万別でございます。現在、観光協会とともに、さまざまな観光客層のニーズに合わせて多くの情報を提供しており、その中で文化財につきましても案内は行っております。今後、町や観光協会、教育委員会、さらには秩父おもてなし観光公社等とも連携し、長瀨に訪れる方々のニーズに合ったきめ細かな観光情報を提供してまいりたいと考えております。

現在の観光は、全国的に物見遊山から体験型観光へと移行していると思ひます。長瀨町の場合は、まだ見て楽しむ観光が多いと思われまふが、長瀨にお越しになった観光客の方々が、自然のすばらしさや景観に癒やされる物見遊山的な観光も、長瀨町の観光にとっては重要な要素であるとも考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 長瀨が大正13年のこの12月ですよ、指定されたのが。それから大分たっていますが、長瀨は県内では天下の名勝地として名をはせています。その、先ほど言いましたが、どうも観光業優先の感が否めないと思ひます。

そこで、わかっていることですが、当地には宮沢賢治、若山牧水、高浜虚子、斎藤茂吉、土屋文明など、多くの文人が訪れております。それらの歌碑もたくさんあります。そこで、観光の視点を変え、当町を訪

れた文人や偉人を中心とした痕跡めぐり、つまり歌碑や文化財めぐりなどの観光コースを設定するのも、観光サービスの向上につながるのではないかと思います。1つだけ、そういうパンフレットをつくるのか、そういうコースをすとかいうふうなこともいいのではないかなと思いますが、これについてちょっとお伺いします。

また、観光客に「長瀨はどういうところですか」と聞くと、「氷のまち」と多くの人が答えます。特に夏場など、「長瀨、氷のまちだよね」、これは多くの人に聞きました。大部分の人が「氷のまち」と答えます。氷のまちをキャッチフレーズに、昭和初期の氷池再生なども一方策であると私は考えます。大滝や小鹿野の氷瀑も、寒いという不利を有利に導きたいいわゆる発想の転換ではないかなと思います。特に、氷池については、私のうちの山も氷池の奥にありましたし、元教育長の村田六郎さんのところでも、氷池がずっとありました。氷のまちということで、その上で随分遊んだりしましたが、それを発想の転換でということも、やはり考えられるのではないかなと。これをやれということではありませんが、そういう視点に立った観光も必要なのではないかなと思います。特に、この2つの具体例については、固定観念にとらわれない観光サービスについて、地域整備観光課長でもいいのですが、答えていただきたいと思います。

なお、また一般企業の調査ですが、これ、地域整備観光課長知っていると思うのですよ。埼玉県は、おもてなしランキングで42位、幸福度ランキングで44位だったそうです。その結果を受けて、県ではおもてなし向上事業なるものを本年度始めましたよね。多分、課長は行かれたと思います。

そこで、長瀨町でも県下屈指の観光地を自負しているのですから、おもてなしを含めた観光面での検証を行い、観光地としてのモラル策定を行ったらいかがかと思いますが、このような計画があるのかどうか教えていただきたいと思います。特に、もう一度言いますよ。おもてなしで、一企業の調査ですけれども、42位だったと、埼玉県はね。埼玉県の観光は長瀨なのだというふうな感じをしているので、その点についてお答え願います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

村田議員の長瀨観光への思いは、多分私と違っていないのではないかと思います。今聞かせていただきました。昔、長瀨は遠足の地として、多くの学生が地質学の勉強に訪れたところでもございます。その当時を再びということで、現在、県では教育旅行に大変力を入れてくれていることは、村田議員もご承知のとおりでございます。既に来年度は、県外の数校が秩父に教育旅行をしたいということで予定をしております。しかし受け入れる宿泊施設が足りないということで、民泊を予定しているわけでございますけれども、再三受け入れてくださるところがないかということで、秩父郡市内で一生懸命見つけているところもございます。長瀨町でも、受け入れてくださる方がいらっしゃるといいのですけれども、長瀨町につきましては、1件も手を挙げてくださらないということで、これから個別に訪問をしてお願いをしようかという相談をしているところでございますけれども、これが定着いたしますと、長瀨の観光としても、非常によいことだと期待をしているところでございます。

また、去る11月17日に行われました全国育樹祭の席、前日の皇太子殿下とのお食事の懇談会がございましたけれども、そのときにお言葉をいただくという栄に私は浴しました。そのとき皇太子殿下が話された長瀨への思い出というのを、私にお話をいただきました。自然の博物館がとてもよかったこと。それから、虎岩周辺の石がとてもきれいだったと懐かしんでおられました。今後の長瀨観光に自信を持たせていただいたところがございます。長瀨の地質学は、秩父を含んではございますが、日本ジオパークにも認定さ

れたわけでございますので、これからはそちらのほうにも目を向けていけたらと思っております。

また、12月9日には、長瀬七草寺霊場会による七草寺俳句コンクール表彰式が不動寺にて開催されましたけれども、24句が表彰された中で、とても寒い日でございましたけれども、大勢の皆さんがお出かけをいただき、長瀬には再三訪れて俳句をつくっているというありがたいお話をいただきました。議員、先ほど話されておりましたように、このまちは大変俳句が盛んなまちでございまして、昔から月の石もみじ公園には高浜虚子の句があったり、総持寺には金子兜太先生の句があったり、また宝登山神社境内には有名な方の句碑がたくさん並んでおります。宮沢賢治の句碑もしかりでございますけれども、それに加えてさらに日本三大女流俳人とも言われました馬場移公子先生は、長瀬の口の生まれでもございます。それらの方々の句碑をめぐるコースも、今後できるのではないかなという思いでおります。

また、さらには倉林愛二郎先生を初めとする画家の方々、また写真家の南良和先生や染織家の横山敬司先生、これらの方々の作品を展示する場所も必要なのではないかと、そんなこともいろいろと考えをめぐらせているところでございます。これらも観光地として、今後実行に移すべく努力をしてみたいと思っております。

それから、文化財をめぐるパンフレットの作成につきましては、おもてなし観光公社とも連携しながら、現在もたしかできていたと思いますけれども、長瀬町だけのパンフレットを今後も考えながらやらせていただきたいと思います。

また、氷池のお話をいただきました。ただ、ちょっと心配なのは、大滝や小鹿野と違いまして、長瀬は地球温暖化の影響ですか、若干温かくなっているという中で、果たして本当に氷が凍るかなという。氷池さんは営業でやっておりますので、努力をさせていただいておりますけれども、町として、凍らないと観光地にはなりませんので、そこのところも勘案しながらやらせていただければと思います。

そのほかのことに関しましては、課長から回答させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、文化財、句碑の観光コースということでございますが、ちょっと記憶が曖昧なのですが、以前に1度つくったような記憶がございますので、ちょっとその辺を探してみたいと思います。もし、あるようであれば、これから観光協会等とも詰めて、コース設定ということでPRをしていきたいと考えております。

また、おもてなし大賞の関係でございますが、これはやはり議員のおっしゃったとおり、ランクが埼玉県は非常に低いということで、県知事の指示のもと、ことしおもてなし大賞というものを創設いたしました。そのPRを図っているところでございますが、町としましても、以前には観光協会が、船頭さんを対象におもてなしの研修を行っております。今後も観光協会を通じまして、旅館組合や民宿組合、観光に従事する方を対象にそういう研修をやっていければと思っております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） やはり、観光協会主体にが多いのですよね。モラルというのは、はっきり言って長瀬の商店街を通った観光客さんにも、マナーが悪いねという声が聞こえているわけですよ。多分、課長の耳にも届いていると思うのです。だから、それは観光協会主体でこのところ投げてきたのだから、やはり町としてそういう一堂に観光業者を会してでも、そのようなことをやっていかないと、モラルは上から

ないのではないかなと思いますので、ぜひお願いします。

もう時間がなくなってきたので、あと数点です。長瀨は、花のまちを目指して相当の予算をかけています。しかし、先ほど町長も言われましたが、七草寺めぐりで俳句会をやったというようなことがあります。七草寺めぐりも、ことしは昨年よりも訪れる人が多かったということです。しかし、これは要するに町からの補助というのがないのです。これは、多分政教分離とか、そういうことを考えているのかわかりませんが、要するにお寺の檀家宗徒さんがボランティアでいろいろやっていると。だから、お寺ではなくて、七草寺めぐりという団体を補助しても、これは私はいいのではないかなというふうに考えます。

同じく、トレイルマラソンの話も出ましたけれども、あのトレイルのコースは私有地ですよ。私有地を勝手に使ってやっているわけですよ。だけれども、これに対しては、要するに山林の持ち主は税金を払っているわけですよ。これについて何の補助もないというふうなことなのです。なお、トイレもありません。小学校からずっと歩いてきて、長瀨アルプスへ上がるところまででも、小学生が帰り際にトイレへ行きたくなると。トイレがないというふうなことで、家でトイレを借りるというふうなこともあるのですが、観光客もやはりそういうトイレの整備も、こちらの地区にはされていないというふうなことがありますので、頭に入れて、これをぜひ補助、整備していただきたいと思います。

もう一点、花のまちでまたキャッチフレーズがありましたが、国道に季節ごとの植栽が行われているというふうなことなのですが、これは役場の前もしかりですよ。長瀨の入り口も、船が置いてあるところもしかりですよ。これらについては誰が管理をしているのかと、私、注視しているのですが、一人で草むしりをしたりという状況にあるような気がします。やはり、例えば役場の前であったら、役場の職員があそこを草むしりして、私はいいのではないかなと思います。仮にあれをシルバーさんに出して、シルバーさんにやってもらうとか、それは今ないと思いますけれども、やはり、それが協働のまちづくりではないかなと思います。

この花も、固有名詞出していいかわからないけれども、よく福島さんがやられているのを見ます。もし、福島さんができなくなったらどうするのだろうと。そういうボランティアはたくさんあるということですが、町長は花を各区に配って、各区で花を植えるというお話ありましたよね。だけれども、今の状況だと、各区に花の種もらっても、種はまくけれども、草のほうがすごくなってしまっているという状況は見えないですよ。やはり、そういう整備をしてやっていかないと、花いっぱいにはならないのではないかなと。協働のまちのまちづくりの観点からも、今の質問、時間はありませんけれども、答えていただきたいと思います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問にお答えをいたします。

七草寺のお話をいただきました。政教分離ということもあるのだと思いますけれども、特に七草寺につきましては、不動寺、秩父鉄道さんが主体となってやっていただいております。ことし、特にお客さんが多かったというお話をいただきましたけれども、これも秩父鉄道がバスを出していただいて、1日2回、無料で回っていただいたということも、観光客の増加につながっております。

そういった中で、町として何もやらないのではないかなというようなお話ですけれども、町としてもできる協力はさせていただきたいと思っております。ただ、今現在のところ、七草寺で相談をしながら、町でこうやってくれ、ああやってくれというお話はいただいておりますので、今後そういうときもあるやも

しれませんけれども、そのときにはぜひ協力をさせていただきながら、七草寺を盛り立てていきたいと思っております。

また、国道の花植えに関しては、今現在、一個人でやっているような感じに見受けられますけれども、昨年度まではそうではございませんでした。きちんとした会がございまして、その会でやっていただいたのですけれども、ちょっと今その経緯がわかりませんが、本年度は個人が一生懸命やっていたようにございます。今後のことを考えますと、またこれも話し合いをしながら進めていかなければならないなと思っております。将来的には、長瀬地区だけではなくて、町全体が観光地化できるように計画をしたいという思いの中で、町全体が花で潤えるようなまちに持っていきたいと思っております。

また、今日まで先人が築き上げてきていただきました長瀬観光を守り立てていくのは、私たち後を引き継ぐ者の使命だと思っておりますので、しっかりやらせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

〔済みません。終わったところ。答えてもらえますね。役場の職員が、この前あたりとか、そういうことはできるのかどうかということ〕と
言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

役場の職員につきましては、定時終了後、定期的というか、不定期にはなっていますが、以前から草刈り、草むしり等は行っております。できるだけ今後も、地域住民のボランティア活動もしていただいておりますので、町の職員も率先して行っていくようにしたいと思います。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） まず、七草寺めぐりの関係でございますが、町としましては、七草寺の要望に応じまして、花の植栽運動のほうで補助金というか、現物支給をさせていただいております。

それと、先ほど役場の前とか国道際の花の管理ということでございますが、これは埼玉県で行っております彩の国ロードサポートという事業で、今、長瀬町では7団体、新井議員も入っておりますが、上長瀬のところから矢那瀬のところまでの国道際を、ロードサポート団体ということでごみ拾いや花の植栽、そういうものを行っていただいております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 次に、6番、大島瑠美子君の質問を許します。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） それでは、健康福祉課長にお伺いします。

単身世帯の高齢者、障害者の在宅支援と見回りについて。ことしから来年にかけての冬は、厳冬になると予測されています。単身生活の高齢者や障害者は、この時期、外出や買い出しするのも厳しくなり、雪などが降ってしまえば、なおさらのことと思います。特に、この時期の高齢者や障害者の在宅支援、見回り等の対策について伺います。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） 高齢者や障害のある方が、できるだけ住みなれた地域でいつまでも生活が続けられるよう、町では在宅支援を推進しているところです。その1つとしまして、地域包括支援センターでは、要支援者や見守りを必要とする高齢者に対して、訪問活動などの支援を行っています。さらに、介護サービスを利用している方については、居宅介護支援事業所のケアマネージャーが、月に1度程度の訪問を行い、必要な方の支援に努めるとともに、生活機能の低下の見られる高齢者については、定期的に開催しておりますケアマネージャーの会議の中で、改めて見守りや支援を求めていく予定です。

2つ目として、認知症などにより、日常的な生活が困難になり、生活支援が必要な方を早期に発見するために、高齢者等支援ネットワークを構築しております。このネットワークは、高齢者や障害者の方々が生活の中で異常があったとき、社会福祉協議会や民生委員、警察や消防、新聞配達、郵便局、スーパー、JA、電気水道事業者、生活協同組合、地域の住民の方などの協力により町に連絡していただき、包括支援センターの職員が直接現場に出向いて状況を把握し、見守りや必要な支援を行うシステムです。

3つ目として、保健師においては、担当地区を定めて訪問活動を行っております。このほか、関連する団体におきましては、社会福祉協議会が実施しています乳酸飲料の配付による安否確認を含めた見守り事業、シルバー人材センターが行っています福祉有償運送事業や、商工会が行っています元気と安心お助け隊の地域支え合い事業などが実施されております。

町としましては、機会あるごとに事業等の周知を図り、利用の促進を図ってまいりたいと思います。また、これからは一層の高齢化の進展が予想されておりますので、生活支援や外出支援などが必要不可欠となっております。このため、ボランティア団体の育成や人材の育成にも努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 再質問いたします。

今の答弁ありました。随分と毎年、毎年ご苦労していることと思います。しかし、こういうことを議題に出すということは、福祉に携わる人たちが、今現在よりもより一層の関心と、見回りの回数が1回でも多くなっただけで、なおのこといいのではないかと感じてこの質問いたしました。ですけれども、単身世帯の高齢者、障害者は、1日たっても、一言も口をきかなくても済んでしまうのです。それから、3日たっても、誰も来なければ、口きくこともなく過ぎていきます。

そういう方にとって、きょう来ていただく支援センターなり、それから保健師さんが訪問するということは、高齢者にとっても生きる力になります。この人が来るのだ、会えるね。それで、また話せるね。そして、また頼めるのだ。それから、私の気持ちも少しは聞いてもらえるのだということも、すごく人間は何としても、道路をつくることも必要ですし、それから大きなうちも必要ですけれども、一番は、生きていく人間の命が一番大切なのです。その人を、単身世帯、それからあと今住んでいる方全般なのですけれども、幸せな一日を送ってもらいたい、一生を送ってもらいたいということは、高齢者、障害者の、それからあと全部の方たちの見回りというのですか、それからあと在宅支援、それをより一層頑張っただけでやっていただきたいと思っております。命があってこそその長瀬町です。ぜひ、この包括支援センターとかというので、すごくこれからは、ちょっとこんなことは言っただけでなんなのですけれども、これから条例のほうに出てくると思いますが、健康福祉課を2つに割って、もっともっと地域の住民と、それから高齢者、障害者のことについていろいろ支援したり見回りをさせていただけるような政策をとっていただくということ

が、すごく必要かと思いますので、一般質問いたしました。

何しろ、より一層回数を多くして、それから外出だとか何かということもあるのですけれども、口をきかない世帯がすごく多くなっています。お聞きしますと、「俺は、1週間もきかなくてもいられたことがあるんだ」と、そういうことも聞きますので、そうしますと、口をきかないということは認知症にもなりますので、ぜひ何しろ1回でも回数を多くしてください。おしゃべりや世間話は、本当に人間が生きていく上の生きる力になっていますので、それをお願いしたいと思います。ぜひ健康福祉課長、それから保健師さん、それから民生委員さん、社協の方、いろいろ関係する方たちに一日も早く、多くぜひしていただきたいなと思っています。それができるかどうか、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、大島議員の再質問にお答えいたします。

先ほどのお話の中に、1日でも、1回でも多く見守りをさせていただきたいというふうなご要望がございました。もっともだというふうに考えております。福祉担当の関係で、12月に2回ばかりそのような事業を行う予定がありますので、ここでちょっとご紹介をしたいと思っております。12月の4日間なのですけれども、ひとり暮らしの老人の防火査察を、町と社会福祉協議会と消防署の協力によりまして実施をする予定になっております。また、老人クラブが友愛訪問ということで、やはりひとり暮らしの訪問を行うというふうに聞いております。13日に啓発用品のノベルティーづくりなどをするというふうなお話もお伺いしておりますので、ちょっとお邪魔しまして、地元の方の健康な老人の方が見守りを必要とする方を訪問するというので、非常にいいことだと思っておりますので、ぜひ協力をお願いするようにしたいというふうに考えております。

また、関係する団体にも、ことし寒さが非常に厳しいというふうな報道もされておりますので、改めて見守り活動のお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） ぜひ、そのようにお願いいたします。

〔「はい」と言う人あり〕

○6番（大島瑠美子君） 次に、観光客の増加対策について、地域整備観光課長にお伺いします。

長瀨町は、春は桜、夏は荒川、秋は紅葉など、観光が町政の大きな主軸となっています。しかし、前年に比べ、観光客の出足は減少していると聞いております。また、野上駅を経由して長瀨アルプスへ行く人数も減っているように見受けられます。春、夏、秋には観光の見どころがありますが、冬場には集客できるような見どころがないのが、とても残念です。冬季における観光客の増加対策について伺います。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

冬季における観光客の誘客につきましては、昭和36年に宝登山山頂にロウバイ2,500本を植栽しましたことをきっかけに、冬の時期に咲く珍しい花と、宝登山山頂からのロケーションのよさから、一躍ロウバイ園が有名になりました。現在では、長瀨観光の風物詩として定着をしております。平成21年に宝登山山頂、ロウバイ園に隣接しましたエリアに、町の事業としまして園地四季の丘整備事業を実施し、約300本のロウバイを植栽いたしました。これらの事業は、将来を見据えて実施しており、今後の冬の観光客の誘客にもつながるものと考えております。

また、ことしの観光客数が減少しているとのことですが、まだ数字的には出ておりませんが、ここ数年の観光協会等のご努力によりまして、逆に観光客がふえているものと伺っております。平成25年の全体的にもふえておりますし、11月だけでもふえているとのことでございます。

さらに、長瀨アルプスの利用客につきましても、特段減少しているという認識ではございません。しかしながら、大島議員のおっしゃるとおり、まだまだ冬の集客数は少ないと考えております。今後の誘客対策につきましては、観光協会や関係団体とも協議し、冬季の誘客を少しでもふやせるよう検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 今のお話聞きました。すごく観光客がふえているというのをおっしゃっていたのですが、長瀨の通りの方に聞きますと、減っているよねというのが現状です。それから、ロウバイも10年前はすごく来ていたのですが、今はロウバイもどこの市町村でも、大きな市町村がいっぱい作り始めましたので、だんだん、だんだん客がそちらのほうに流れているというのもあります。そういうことも聞いています。

何しろ、これを私が今観光客増加対策についてというのは、言いかえれば、観光の来ているのではなくて商売をしている方たちに聞きますと、春、夏、秋に蓄えたものを冬に使ってしまうという話を聞いています。そうしますと、冬に使ってしまいますと、要するにそうすると確定申告が3月15日まででありまして、そしてまた税収のところがなくなってしまっているから、少ないのだなということで、所得の申告も少ないし、それから所得税も少ないし、町県民税も少ないし、いろいろな面があります。

そのところが、少しでも冬に、春、夏、秋、冬が蓄えをおろさなくても食べていけるような観光ができればいいかなと思ひまして、いろいろ考えてみたのですが、いろいろ足湯をつくってやっても、外だけの足湯だとだめだから、やっぱりうちをつくるというと、またそのところでお金をかけなくてはだめだし、なかなか口で言うのはわけないのですが、すごくいろんなことをするという事は難しいのですよね。三人寄れば文殊の知恵といっても、100人寄っても文殊の知恵にもならないような長瀨町の現状ですし、それから長瀨町の人員も8,000人いたかなと思ひましたら、もう7,400人弱になってきているようなこともありますので、何しろ長瀨町が観光を主軸にしていくのであれば、そちらのほうの所得が伸びるような政策を打ち出してほしいなと思ひて考えているわけなのです。

ですけれども、もう一度聞きますけれども、そうしますと少しはお金を、いろいろ国や県からの事業としてお金をとってきまして、人件費使うのではなくて、家屋でもつくって、そのところで足湯でもつくるなり、それから売店の大きいをつくるなりして、中に入ってゆったりできるような場所をつくるかどうか、そのところをお聞きしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、大島議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、ロウバイも減っているのではないかということなのですが、ロープウェイの乗降客数ということで資料がございますので、平成24年1月ですから、去年になるのですか。去年は大体10万2,000人がロープウェイを利用したそうです。ことし、25年1月からにつきましては10万6,000ということで、約4,000人ふえております。ですので、この人数からいっても、そんなに落ちていることはないのかなということです。

あと、それと長瀨の観光客が減ったということですが、秩父鉄道さんにつきまして、ライン下

りと長瀬駅の乗降客数の数字が9月末までが出ているのですが、前年度比、ライン下りが130%、長瀬駅の乗降客数でも114%ということで、昨年よりはふえているという数字が出ております。また、野上駅につきましても、9月現在でございますが、108.7%ということで、ここもふえていると聞いております。ただ、定期で乗る方は除いております。切符ですね。切符の方です。

また、さっきの冬の何かということなのですが、確かにロウバイを見ても、多くの方がロウバイを見るだけで帰ってしまうというのがかなり多いと思います。ですから、できればお客さんの足をとめて、少しでも滞留時間を長くして経済効果が上がるような方法を、ちょっとこれから検討してまいりたいと考えております。また、足湯等もご助言いただきましたので、できるかどうかにつきましても考えていきたいと思っております。

以上でございます。

〔「いいです。終わります」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（野原武夫君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 魅力あるまちづくり総合整備計画について、町長にお尋ねいたします。

このたび、魅力あるまちづくり総合整備計画が策定され、整備方針、整備計画が示されましたが、今後の実施スケジュール等整備内容についてお伺いいたします。この質問につきましては、11月24日が締め切りであり、27日に計画につきまして全員協議会でご説明も受けましたけれども、それも踏まえて質問していきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

魅力あるまちづくり総合整備計画は、南桜通りの町道化、蓬莱島公園の整備、若者定住促進住宅の整備、地区公園の整備を、国の交付金事業である都市再生整備計画事業を活用し、平成26年度から平成30年度までの5年間で総合的に整備を進めるものでございます。

今後の実施スケジュールと整備内容でございますが、整備計画に基づきまして事業を進めてまいりたいと考えております。南桜通りにつきましては、平成26年度に測量設計と用地の購入を行い、平成27年度から30年度の4年間で整備工事を進める計画でございます。蓬莱島公園につきましては、平成26年度に実施設計を行い、平成27年度に整備工事を、若者定住促進住宅につきましては、平成26年度に既存建物の解体処分、実施設計、敷地内の造成工事を行い、平成27年度に住宅の建築工事を進める計画でございます。地

区公園につきましては、長瀬地区公園、井戸地区公園、本野上地区公園の3カ所を整備する計画で、長瀬地区公園は平成28年度に測量設計と用地の購入を行い、平成29年度に整備工事を、井戸地区公園は平成27年度に測量設計、用地購入、整備工事を、本野上地区公園は、平成28年度に測量設計と整備工事を進める計画でございます。今後、この計画により、国の交付金申請を行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 大まかな計画につきましてご発表いただきましたが、その内容について少し詳しくお聞きしていきたいと思っております。

南桜通りにつきましては、26年度に測量、また用地購入等を予定しておりますということですが、やはり26年度といたしますと、私は一番関心を持ったのは、これを町民にどの程度早い段階で公表して、ご理解、ご協力をお願いするのかなというふうなことでありました。それに伴うには、今回の12月議会である程度示されたものが出てきて、早いうちに、年始めにでもいろんな面でこんな計画ということで示されると、幾分でも町民の意識もそういうことに関心をより持ちますし、議会としても取り組みやすくなってきたり、また周辺住民、関係者にとってもいろいろと考える余裕があるかと思うので、私とすれば早い時期に、一部予算化しなくてはいけないものもあるかもしれませんけれども、発表を早めていただきたいというのが、まず思います。

それから、先ほど言いかけても、南桜通りにつきましても、やはり地権者の同意と。確かに今の現状のところを秩父鉄道から買い上げるということが、まず真っ先なのかもわかりませんが、それだけでは済みませんし、地権者、また桜の伐採、そういうふうなことも含めて、いろいろやっつけていかなくてはならないと思うのです。そういうふうなことがありますので、いわゆる川寄りまで含めてやっつけていくのか。確かに立ち退きを迫るような場所はない。ちょっと道をずらせば、立ち退きを迫らなくても拡張していけるかというふうな思いはありますけれども、とにかくそういうふうな面で、まずは鉄道からの用地購入、それと同時に結局その影響するところにつきまして、地権者、また隣接する人たちへの話しかけ、ご協力をお願いというものをしっかりと進めていただきたいと思っております。

それから、蓬萊島公園の整備計画につきましても、26年度に設計が始まるようであります。あのまま自然の状態でもいい部分がありますけれども、実際に行ってみますと、確かに昔の昭和56年4月から、何か水管橋ができたために、それまで関係する井戸の方々、また下の地区の方々等、船の交代で朝から晩まで渡し船を運航してくださったご苦労が、あそこの碑に書いてあります。とても詳しくわかりやすく書いてあって、本当にあの地区の人たちがみんなですごい協力して、渡し船が運営されてきたのだなというのを感じさせていただきました。その碑の周りが、ちょうど今シノで非常にやぶ状態といたしますか、ありますけれども、実際のところあの辺のシノというのが、非常にあの地区は、蓬萊島の上のほうにつきましては、シノは少ないのですけれども、下半分につきましては、非常にシノが茂ってしまっております。

それと同時に、ツツジのきれいなものを残していきたいということでありますけれども、ツツジは主に上部分にあり、下部分は今シノばかりの状態のところでもあります。先日、嵐山町にある歴史公園といたしますか、歴史資料館といたしますか、行きましたら、あの周辺にありますクヌギとかナラとか、いわゆる広葉樹林の中には、非常にもみじが美しく色づいておりました。そういうふうなことで、あそこの蓬萊島というのは、いろんな面で広葉樹のいいところでもありますので、もみじ等を使った30年後、50年後にいいもみじが立派に育つようなものにしていただきたいというふうに思います。

ただ、ふだんは駐車場として予定している場所の案を見ますと、ちょっと低い位置でありますので、いざとなったときに使えない場所、水没してしまう場所になってしまうことも考えられますので、周辺の少し高いところも幾らかは用意しておかないと、いざというときに役に立たないのかなと思うのです。ですから、あの周辺の人たちに、空き地もあるようですので、協力していただくようなことも含めて計画を進めてもらいたいなと思いました。蓬莱島というのは、長瀬でも非常に何にもない中を、落ち葉を踏みしめながら歩けるととてもいい場所であります。崖道のほうにつきましては、非常に崩れるおそれがあるために、今、余り人が行っていないから、やぶ状態になっていましたけれども、フェンスが一部壊れたような状態で残っております。その辺のところも、看板も最小限しか掲げられないかもしれないですけども、そのようなことも呼びかけながら、しっかりと整備していただきたいと思いました。

あとは、野上、長瀬、井戸ですか、地区公園等につきまして整備していきたいということで、それぞれの先ほど年度が発表になりました。これからこの構想につきまして、より具体化していくためのスケジュール等もあるかと思えます。その辺のことについては、実際には地域整備観光課長を中心に始まっていくことだと思いますので、この先細かいことにつきましては、細かい説明をもう少し地域整備観光課長のほうからお答えいただければと思うので、よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

幾つかあったと思うのですが、まず町民への公表はどうする、早くできないかということなのですが、まだ議会等の承認も得られておりません。そして、国への申請も終わっておりません。国への申請、この交付金をいただくためには、条件としまして、交付金の決定があってからホームページ等で住民に公表しなければならないという条件がありますので、4月になりましたら、ホームページ等で公表をさせていただきたいと思えます。

続きまして、南桜通りの地権者の同意とか、どの程度になるのかということなのですが、まだ設計をやっておりませんので、どこをどういうふうに通るかということも、まだわかっておりません。設計をした段階でどういう路線になるかということで、秩父鉄道さん以外の一般地権者の方にどのくらいご協力いただくかというのが、まだ設計をしてみないとわからない段階でございますので、その段階になりましたら、説明会等行ってご了承をいただきたいというふうに考えております。

また、蓬莱島につきましては、あそこは文化財の指定地にもなっておりますので、自然を残した、自然を生かした公園として整備したいと考えております。確かに、下草でシノ等はかなり生えておりますので、そういうところにつきましても、下刈りをしたりしていきたいと。できれば、光の差す明るい公園ということで、ツツジを生かした公園整備を考えていきたいと思えます。

また、駐車場につきましては、いろいろ議論もございましたが、できれば町有地に設置をしたいということで、今の段階では考えております。

また、フェンスにつきましても、倒れているところ確かにございますので、そういうところも整備をして、今は金のフェンスになっておりますので、できれば擬木等を使って周りの環境に配慮したフェンスもつくっていききたいというふうに考えております。

また、地区公園につきましては、今後いろいろどんなものを設置するか、どういうふうな公園にするかということでは、また設計が決まりましたら、その段階で、その前から地区の人と打ち合わせをしながら、どんな公園にしたらいいかというようなことで進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 魅力あるまちづくり総合整備計画ということで、主に長瀬地区、本野上地区が対象になっておるわけですが、今、ご回答いただきました内容をより具体化していく上で、先ほど来からも協働という話も出ていましたけれども、よく地域の話、声を聞いてみたり、また町の思いをしてみたりとかあると思うのです。国からの交付金の縛りというのは、いろんな面で購入したり設計したりする段階のものであるだけなのですか、それともそこから先、何か構築しようとしたときには、また別の形のものが下がってくるのか、その辺わかればご回答いただきたいのですけれども。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） ただいまの新井議員のご質問でございますが、交付金の事業内容だと思っておりますけれども、今回は全員協議会のときにご提示しました事業内容で実施しますので、その事業内容に盛り込まれているものについては、多分対象外のものも出てくるとは思うのですが、今のところそれが対象になるということで進めさせていただいておりますので、その事業が終わった後に何かをつくるという場合は、また違う補助金を使わなくてはならないと思うのですが、例えば公園の中にトイレをつくるとか、そういうものについては対象に入ってくると思います。

あと、だから今ご質問のどういうものというのがちょっとわからないので、あれなのですけれども、今回の整備計画に入っているものについては、ある程度対象になるということで聞いております。また、詳しい細かいことについては、設計とかそういう段階で県のほうと協議しながら、これは対象内ですとかというのが出てくるとは思います。今の段階では、今計画しているものについては対象内ということで聞いております。

以上でございます。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（野原武夫君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第41号から議案第52号までの12件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第41号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第5、議案第41号 長瀬町行政組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第41号 長瀬町行政組織条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

住民サービスの向上を図るため、また複雑多様化する行政事務に迅速かつ的確に対応することができる組織とするため、課の再編を行いたいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案第41号 長瀬町行政組織条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げましたとおりで、住民サービスの向上を図るため、また複雑多様化する行政事務に迅速かつ的確に対応することができる組織とするため、課の再編を行いたいもので、今回の改正は、企画部門の充実と業務範囲の広い課を分課したいものでございます。

それでは、内容につきましてご説明を申し上げます。参考資料の新旧対照表①をごらんいただきたいと思います。第1条の課の設置でございますが、現在の総務課を庶務、自治振興を担当する総務課と企画や財政を担当する企画財政課に、現在の地域整備観光課を産業観光を担当する産業観光課と土木建設を担当する建設課に分課し、現在の5課を7課にするものでございます。

次に、第2条でございますが、主な分掌事務を掲げており、第1号は総務課の分掌事務で、庶務、自治振興、消防防災、交通安全の業務を、第2号は企画財政課とし、企画、情報政策、広報広聴、財政、管財を所掌するものでございます。

第6号の産業観光課ですが、観光、商工業、農林業に関する事務を所掌するもので、第7号は建設課で、土木、住宅、建築に関する事務を所掌するものでございます。

また、参考資料1の3ページの長瀬町営住宅入居者選考委員会設置条例につきましては、委員会の庶務を担当する課の名称が変わりますので、議案の附則の第2項で改正をさせていただくものでございます。

次に、この条例の施行期日でございますが、議案の附則をごらんいただきたいと存じます。附則の第1項でございますが、施行日を平成26年4月1日からとするものでございます。

最後に、参考資料の②、A4縦長の一枚物でございますが、ごらんいただきたいと存じます。長瀬町行政組織条例第2条改正後の各課の分掌事務を一覧したものでございます。

以上で議案第41号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） この課の統合を進めるときには私は説明を受けたのは、縦横のつながりがよくなり、すぐ統合したほうがいいのだという説明のもと、今まで進んできました。そこで、今回急になぜ変えていくのか、質問したいと思います。

それから、課が多くなれば、それなりに人件費もふえてくるのだらうと思います。一般質問でも言いま

したように、町長が50%カットするカットすると言っていて、これで課をまたふやして行って人件費がふえてくる。どの程度ふえてくるのかもお聞きしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

横のつながりがまたよくなるということで、以前、現在の組織5課でつくったところですが、その後時代の流れに伴いまして、また現在、今後進めてまいりますいろんな諸計画の実施に当たりまして、企画部門の充実等が必要ということを感じました。

それから、以前からも言われておりました地域整備観光課につきましては、産業分野、観光分野、土木、まちづくり的なもの、非常に広範囲にわたっておりますので、その辺を分課したいということでございます。基本的には、職員一人一人の政策能力の向上というのも大変大事なことでありますが、ある程度の組織的なものの中で課を進めていくという、町長の附属機関として行っていきたいということで、7課ということをご提案申し上げます。

また、人件費がふえてくるのではないかとということでございますが、基本的に現在5課から7課、単純に2つの課がふえますので、課長級、単純に申し上げますと管理職手当等はふえてまいります。課長級で4万5,000円かと思えます。12カ月で54万程度1人頭ふえてまいります。その辺は今後全体的な町の組織の中で、課長級のポストをうまく効率よくできるところはないかということも、今後の人事の中で考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） そうすると、以前の課に戻すのには、やっぱりやってきて不都合があるということになってきたのですか。それと、今言う人件費が1人55万ぐらいふえてくるということですが、今後いろいろ配慮しながらやっていくということだけれども、具体的に何か策でもあるのかどうか、もう一度お聞きします。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 課の組織につきましては、前回平成22年、町民福祉課を町民課と健康福祉課に分け、その以前が非常に少ない課で回っておりましたが、やはり時代の流れでいろんな事務も国、県等からおいてまいりましたり、あとは住民、行政需要というのも複雑になったり多くなってまいりますので、その辺で現在の時点では、今回の案がいいだろうということで提案させていただいております。

また、人件費等の関係につきましては、人事的なものでございますので、ちょっと私のほうからは差し控えさせていただきたいと思いますが、案としましては、効率的に複数のところで管理職員がいるところを、現在例えば3人いるところを2人で回すとか、4人いるところを3人で回すとかという方法を、現在は考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 全くよくわからないので、済みません。わかって賛成をしたいと思うので。

今言うのと、よく役場の執行部の方々は、何か質問すると、事務が煩雑化しているからどうのこうのという話になってくるのだけれども、今の話の中でも、人数を減らしていくということだと、総合的に勘案すると、人数が今度少なくなったから、サービスもそれなりというように私は受けとめざるを得ないのです。

今いる人数が分かれてだんだん人数が少なくなって、大変なところ、大変ではないところ、いろいろあるのだろうと思うのだけれども、そういう策で今後勘案すると言われても、よく私にはわからないのですよ、それが作戦の一つなのかがどうか。人件費どうのこうのという話でもね。

事務が煩雑化してきたといっても、私は、課が統合して、しっかり課長職の権限をちゃんと渡して持っていれば、人数が少なくなっても、人数は下にいるわけだから、それに指示していろいろサービスもできるのだと思う。今、総務課長にこのことを言うと、ちょっと酷なのだと思うのだけれども、課長になる人は、ある程度のしっかりした権限持って、ちゃんとリーダーシップを発揮してやっていけなかったら、幾ら課を小さくして、課をふやしたりいろいろしても、課長になる人が権限をしっかり生かしてリーダーシップを発揮して働いていけなかったら、みんな頼りっこでやったのでは、今と同じなのです。ただ、人件費がふえるだけで。私は、そこを懸念しているのです。

課長ともなれば、相当な権力、実権握って、本当に町民のために働いていただく、それを私は望んでいるのです。ただ、課を大きくふやしたから、今5人体制でやっているのが7人になって、それができるといえるのは、私は信用できないので、これは町長でいいですか。お聞きしましょう。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

平成22年に課を少なくしたということでやってまいったわけでございますけれども、私が町に入りましたときに、地域整備観光課が何としても業務も多いし、課が大き過ぎるということで、非常にこれはちょっと考えなくてはならないなというのを、一番最初に感じました。そういった中で、26年度から魅力あるまちづくりをやっていきたいという、皆さんもご承知のとおりのごことでございまして、これをしっかりやっていくには、やはりそれなりの課を再編しないと、やっていけないのではないかと。これは非常に大きな計画でございまして、これからの町をどう持っていくかという大事な事業でございまして、そういった中で、これをしっかりとやらせていただきたいということで、企画財政課を増設させていただくことになりました。

それから、予算がふえるのではないかというお話でございますけれども、来年度退職される方もおりますし、また勸奨でおやめになる方も出てまいるようでございます。そういった中からしてまいりますと、当然これは新しい方にもお入りいただくわけでございますけれども、プラス、マイナスをしたときには、やはり若干職員の給与は少なくなるのではないかという思いで、私は現在いるところでございます。多分、これは間違っていないのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔「議長、あと1回だけ許可してください。今の答弁ではちょっと納得できません」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今、町長が答弁してくれたことは、勸奨退職をする方1名というか、1人でいいですよ、2人でも。やめていく方を補充するために、新しい人が入ってくる。これをイコールでやったら、仕事ができるのは全然違うわけですよ。新人の方なんて、最初からすぐ戦力になんかなりっこないのだから、そこはわかっておっしゃっているのですよね。わかっているのですよね。そうしたら、人数を少なくしていったら、大変な課が出てくると思いますよ、私。特に勸奨退職は、ここ何年かぼんぼんぼんとふえているから、私、前町長にも定数、適正な職員人数は何人ですかという質問もしました。こういうことができてるので、私はそれを危惧していたので、そういう質問したのだけれども、今、町長の答弁では、

勸奨退職でやめる方がいるから、その方の給料が、今度は新人が入ってくれば安くなる。それはイコールではないのですよ、仕事ができないのだから。

だから、私はさっき言ったように、7課にするのなら、7課でもいいですよ。ただ、その課長になる人に権限を渡して、しっかりできるような体制が組めなかったら、幾ら課を10、20にふやしたって無理ですよ。今までの課を統合した中で、私は地域整備観光課は大変だというのは、何回もここでも発言させてもらいました。守備範囲があんなに広いところを、1人の課長でやっているのは大変ですよ。だけれども、それを分割してよくなるかといったら、きちっとそういう適材適所ではないけれども、しっかりした課長が権限持って事業をやるようにしてやらなかったら、町民が割を食うだけです。何だかわからないような、例えば私みたいなのがぼんと課長になったら、町民、かわいそうですよ。だから、そこを私は今言っておるのです。きちんと課を分けるなら分けて、課長がしっかりとした意見でやっていく。

それで、人件費の問題は、今、町長が言っているのは、絶対納得いく人いないと思いますよ。勸奨退職でやめていくから、上が少し落ちる。下が来るから、仕事はできる。これはちょっと納得しろといったって、納得できないと思います。そういうことで、もう一回、町長、はっきりお答えください。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員にいろいろご心配していただいているようでございますけれども、当然新入職員がすぐ仕事ができるということにはなりません。しかし、この人たちを仕事ができるように育てていくのも課長の務めでございますので、入ってすぐ1カ月、2カ月で、やめられた方と同じ仕事をしろというのは無理だと思いますけれども、このところはしっかりと指導していただきたいと思っております。

それから、また課長云々というお話がございますけれども、当然課長がふえてくるということにもなっているかとも思いますけれども、そのところは私たちもしっかりと考えながら、適材適所ということで、その再編はさせていただきたいと思っております。

〔「指導をちゃんとさせると約束してくださいよ」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） はい、させます。今、言いませんでした。

〔「言いませんよ」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） ああ、そうですか。

〔「言ってください。議事録にちゃんと残しておいて」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） そうですね。はい、わかりました。しっかりと課長に指導させていただきますので、そのところよろしくお願いいたします。

〔「よくわかりました。そういうふうにはっきり答弁してもらわないと、俺みたいのにはよくわからない」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ほかに質疑ございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、何点が質問させていただきます。

多分、仕事量とかいろんなことを加味して、5課から7課になったということだと思いますので、そのことについては効率よい仕事ができるのではないかなと、私は判断させていただきます。

ただ、幾点かあるのです。町長、議員時代に、すぐやる課を見に行ったというふうなお話を聞いています。それが出てくるのかなと思ったら、出てこない。これは非常に難しいことだと思うのですが、役場の中が現在比較的縦割りに、当然そうなのですが、横の連携がうまくいっていないのではないかなと。

ちょっと実例を、申しわけない、挙げさせていただきませうけれども、事案が私ありまして、苦情が出たので、役場のほうへ持ってきました。そうしたら、いや、それはできませんよと。人のうちのものなんかできないと言われました。ああ、そうですかと。では、もし、要するに倒木があつたら危ないと。通学路にもなっていると。ごみ捨て場にもなっていると。では、それをもし倒れてきて、子供たちが、小学校の通学路で風で倒れたらどうするのだと。亡くなつたら責任とれるのかと言つたら、いや、それは地域整備ではありません。総務課ですというふうな返答だったので。それでは違ふだろうと。いいから、俺が切ると。すぐその日に、チェーンソーでもって高いのを3人で切りました。小学生がちょうど通学時間で、そこを歩いてきました。危ないから、子供たちはここへ来てはだめだよというようなことで、ロープで引っ張つて切り落としました。

そういうときに、なぜ、では行つてみますと、一言、見ていただくと。これは、こういう事情で、このうちのはしようがないのだけれども、役場でも確認もしたら、危ないですね。これは切つていただいて申しわけない。こっちも命をかけてやるぐらいのところだったので。

それから、もう一点、同じようなことがあつたのですが、それはすぐにシルバーさんに回しましたということなのです。前の議会で、私がシルバーに投げ売りだと言つたら、シルバーの人に大変いろいろ言われたのですけれども、それも見に行つて、こういう状況だと、それをすぐ確認していただくと。そういう体制が必要なのではないかなと思ふのです。

ですから、課をこういうふうに分けたというふうなことは、これとはちょっと変わつてくるかもしれないけれども、その体質をちょっと変えていただくというか、そういうことが根本にあるのではないかなと。これは、私個人ではなくて、そういうたらい回しをされたとか、向こうの課へ行つてくれとか、そういうことが幾点かあります。1つだけ事例を挙げたのですけれども、それはやはり違ふのではないかなと。だから、そういう根本的なところを、やはりしっかりやつていただかないと。

これに関係するかどうかかわからないのですが、公民館では1人病休の人が出ているということで、私もスポ少に関係しているのですが、なかなか中で働いている人も大変だろうし、またこれは人事のときに適材適所ではなかつたのかなと。過去に戻つて言いますが、それはいいとしても、あと観光について、新しく地域整備観光が観光に関するのと、ここにうたっているわけですね。すると、課長には悪いですが、観光協会と相談してということが非常に多いのです。やはり主導を観光課でやつてもらつて。だから、先ほどのモラルについても、では観光課でそういうモラルをつくつてやつていこうかと。そういうものがないと、課が変わつただけになってしまうと思ふので、その点をまとめて結構ですから、お答え願ひます。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

村田議員のおっしゃっていることはもっともだと思います。そういった中で、毎月課長会議を開いているわけでごさいますけれども、今後は横の連携を密にさせていただくように、課長会議のときにしっかりと伝えていきたいと思つております。

それから、松戸のすぐやる課を説明をしていただいたのですけれども、やはり長瀨町にはちょっと向かないかなという私は思いがいたしました。松戸というところは新興住宅地と申しますか、どんどん、どんどん肥大化してくる中で、やはりそういうものが必要になつてきたということで設置したようでございまして、長瀨町のような小さいところでは、顔の見える行政を行えるという確信がございますので、そうい

った中で今回の課の再編をさせていただいたわけでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 済みません。2番。

という今町長の答弁ですので、私なんかも、町会議員面してなかなか要望を出したりするのは非常に嫌なものです。そういうところで、もしも一般町民の方が、こういうふうなことでと相談に来たと。その根本には、すぐやる課は長瀬町には合わないけれども、基本的な姿勢はすぐやる課を組んでいるのですよという答弁でよかったと認識してよろしいわけですね。それを確認したいと思います。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「ほかにじゃないよ。首振っただけではわかんないから、ちゃんと会議録に載せなきゃだめだ」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 済みません。議長がせっかちなものですから。

ただいま村田議員がおっしゃったとおりで、町全体がすぐやる課というような気持ちで、心構えで務めさせていただきたいと思っています。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第41号 長瀬町行政組織条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。



◎議案第42号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第6、議案第42号 長瀬町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第42号 長瀬町税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方税法の改正に伴い、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度等に所要の規定整備を行うため、長瀬町税条例の一部を改正する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 議案第42号 長瀬町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

町長の提案理由の説明にありましたとおり、地方税法の改正に伴い、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度等に所要の規定整備を行うため、長瀬町税条例の一部を改正する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

今回の地方税法等の一部改正でございますが、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の見直し、金融、所得課税の一体化等でございます。

それでは、長瀬町税条例の一部を改正する条例の要旨につきましてご説明申し上げます。恐縮でございますが、お手元にご配付してございます参考資料、議案第42号、長瀬町税条例新旧対照表によりご説明させていただきます。新旧対照表の1ページをごらんください。第33条第5項でございますが、所得割の課税標準を規定してございまして、改正に伴い引用条文の番号を改めるものでございます。

次に、第47条の2第1項は、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収について規定してございます。現行制度では、他の市町村へ転出した場合には、公的年金からの特別徴収を中止し、普通徴収に切りかえておりますが、第1号を削除したことによりまして、賦課期日以降他市町村に移動した場合につきましても、引き続きその者の町民税について、年金特徴を継続することが可能となるものでございます。

2ページの中段をごらんください。第47条の5第1項は、年金所得に係る仮特別徴収税額等について規定してございますが、年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法の見直しを行い、仮徴収税額を前年度分の年税額の2分の1を3で除した額に改め、仮徴収の税額と本徴収の税額を平準化するよう改めるものでございます。

4ページ、中段の下をごらんください。附則条文でございますが、附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例を規定してございますが、寄附金税額控除の取り扱いにおいて、附則第19条の2第1項を加えることにより、同条に規定する上場株式等の譲渡所得等をあわせて算定できるよう改めるものでございます。

5ページをごらんください。附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例を規定してございますが、第1項で引用しております租税特別措置法第8条の4の規定が改正されましたことに伴い、上場株式及び株式等の適用範囲が拡大され、公社債、投資信託等に係る利子及び譲渡益に係る所得の取り扱いが、上場株式等と同様の取り扱いになるものでございます。

7ページをごらんください。附則第19条は、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例を規定してございますが、株式出資、株式投資信託、公社債投資信託などのうち、上場されていない一般株式等について、譲渡所得等の3%を申告分離課税により、町民税として課税するものでございます。

8ページの中段をごらんください。附則第19条の2は、特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を規定してございますが、全部改正となりまして、改正前は特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例につきまして規定してございましたが、改正により、上場株式、公募公社債、投資信託等の上場株式等に係る譲渡所得等について、申告分離課税により3%の町民税を課税する規定とするものでございます。

9 ページの下段から15ページをごらんください。附則第19条の3から附則第20条までは、証券税制の改正に伴いまして削除するものでございます。

16ページをごらんください。附則第20条の2は、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例を規定してございますが、規定中の引用条文の番号を改め、同条を第20条とするものでございます。

17ページをごらんください。附則第20条の3は、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を規定してございますが、改正により削除するものでございます。

18ページの下段をごらんください。附則第20条の4につきましては、外国での所得に関する租税条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の規定中、引用条文の番号を改め、同条を第20条の2に改めるものでございます。

21ページ、中段、下をごらんください。附則第20条の5は、保険料に係る個人の町民税の課税の特例を規定してございますが、改正により削除するものでございます。

議案にお戻りいただきまして、附則でございますが、第1条におきまして、改正条例の施行期日を平成28年1月1日と定め、年金特別徴収に関連いたします第47条の2ほかの改正規定は、平成28年10月1日から、証券税制に関する附則第7条の4ほかの改正規定は、平成29年1月1日からの施行とするものでございます。

附則第2条でございますが、今回の条例改正に伴う経過措置を定めるものでございます。

以上で、議案第42号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第42号 長瀬町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。



◎議案第43号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第7、議案第43号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第43号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し

上げます。

地方税法の改正に伴い、金融所得課税の一体化のための所要の規定整備を行うため、長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 議案第43号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

町長の提案理由の説明にありまして、地方税法の改正に伴い、金融所得課税の一体化のための所要の規定整備を行うため、長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

今回の地方税法等の一部改正でございますが、金融商品に係る損益通算範囲の拡大及び公社債等に対する課税方式が変更されることに伴い、国民健康保険税の課税対象所得の範囲を改正するものでございます。

それでは、長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の要旨につきましてご説明申し上げます。恐縮でございますが、お手元にご配付してございます参考資料、議案第43号、長瀬町国民健康保険税条例新旧対照表によりご説明させていただきます。

新旧対照表の1ページをごらんください。初めに、附則条文の改正でございますが、附則第3項は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税につきまして、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴い、規定の整備を行うものでございます。

次に、附則第6項は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税につきまして、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税とに区分されたことに伴い、引用条文の番号を改め、規定の整備を行うものでございます。

2ページをごらんください。附則第7項は、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税の特例を、新たに設けるものでございます。

次に、附則第8項、附則第9項及び附則第11項は、課税標準の計算に係る細目の定めにつきまして、地方税法の附則に定めがありますことから、削除するものでございます。

3ページ、下段をごらんください。附則第14項は、条約適用利子等に係る分離課税の対象に特定公社債の利子等が追加されたことにより、規定の整備を行うとともに、項の削除に伴い、同項を第11項と改めるものでございます。

4ページの中段をごらんください。附則第15項は、見出しの整備を行うとともに、項の削除に伴い、同項を第12項と改めるものでございます。

次に、附則第16項は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を規定してございますが、この特例の延長期間が終了することに伴い削除するものでございます。

議案にお戻りいただきまして、附則でございますが、第1条におきまして、改正条例の施行期日を定められたもので、平成29年1月1日から施行するものでございます。ただし、附則第13項の見出し及び附則第15項の見出しの改正規定は、公布の日から施行するものでございます。

附則第2条でございますが、今回の条例改正に伴う経過措置を定めるものでございます。

以上で議案第43号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第43号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。



◎議案第44号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第8、議案第44号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第44号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

町税に準じて、保険料に係る延滞金の割合を改めるとともに所要の整備を行うため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） 議案第44号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、町税に準じて保険料に係る延滞金の割合を改めるとともに、規定の整備を行うための改正でございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。長瀬町介護保険条例新旧対照表の1ページをごらんください。第3条の普通徴収に係る納期でございますが、国保税やほかの町税の納期と同様に、第8期の納期を28日までから末日までに改めるものでございます。

第7条第1項の延滞金については、ほかの町税と同様な本則を定めるもので、保険料の納税義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額につき年14.6%（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間

については、年7.3%)の割合を乗じて計算した額に相当する延滞金を加算して納付しなければならないと改めるものでございます。

ページをめくっていただき、次に附則の改正でございます。附則第5条の原始附則の後に1条を加える改正でございます。

第6条は、延滞金割合の特例を定めた条文で、今回の改正では、特例措置として、納付期限後1カ月以内の延滞金の特例割合は、国内銀行の貸し出し平均金利の前々年10月から前年9月までにおける平均金利に1%を加えた割合、これを特例基準割合と言います。さらに、1%を加えた割合が7.3%に満たない場合に適用されます。

次に、納付期限1カ月を過ぎた後の割合は、特例基準割合にさらに7.3%を加えた割合が14.6%に満たない場合に適用されます。

議案に戻っていただき、改正附則でございますが、この条例は平成26年1月1日から施行し、第2項の延滞金に関する経過措置ですが、改正後、附則第6条の規定は、平成26年1月1日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、従前の例によるものでございます。

以上で議案第44号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第44号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。



◎議案第45号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第9、議案第45号 長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第45号 長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

町税に準じて、保険料に係る延滞金の割合を改めるとともに所要の整備を行うため、この案を提出する

ものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） それでは、議案第45号 長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、町税に準じて、保険料に係る延滞金の割合を改めるとともに、規定の整備を行うための改正でございます。なお、説明につきましては、参考資料、長瀬町後期高齢者医療に関する条例新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

初めに、第1条でございますが、法令題名、法令番号を改めるものでございます。

次に、第2条の普通徴収に係る保険料の納期の改正でございますが、国保税や他の町税の納期と同様に、第6期と第8期を改正するものでございます。

また、第3項については、文言を改めるものでございます。

次に、2ページをごらんください。第5条を削るものでございます。

次に、第6条でございますが、他の国税、地方税、町税と同様な本則を定めるものでございます。被保険者及び連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額につき年14.6%、当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならないと改めるものでございます。

また、第6条を第5条に1条繰り上げるものでございます。

次に、3ページをごらんください。第7条でございますが、第1条と同様に法令題名と法令番号を改正するものでございます。また、条ずれの関係で、第7条を第6条と繰り上げるものでございます。

次に、第8条でございますが、第2条において略称規定が定めておりますので、法に改め条文の整備を図るものでございます。

また、第8条を第7条と繰り上げるものでございます。

なお、9条以下についても、それぞれ繰り上げるものでございます。

次に、附則の改正でございますが、これについても国保税や他の町税と同様に、特例において附則を設けるものでございます。附則第2条の原始附則の後に1条を加える改正でございます。

第3条は、延滞金の割合の特例を定めた条文でございます。今回の改正では、特例措置として、納期限後1カ月以内の延滞金の特例割合は、国内銀行の貸出約定平均金利の前々年の10月から前年の9月までにおける平均金利1%を加えた割合、これを特例基準割合と言います。さらに1%加えた割合が7.3%に満たない場合に適用されます。また、納期限後1カ月を過ぎた後の割合は、特例基準割合にさらに7.3%を加えた割合が14.6%に満たない場合に適用されます。

最後に、議案第45号の裏面をごらんください。改正附則でございますが、条例の施行期日を平成26年1月1日とするものでございます。

第2項は、延滞金に関する経過措置です。改正後の附則第3条の規定は、平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、従前の例によります。

以上で議案第45号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） ちょっと参考のためにお聞きをします。

後期高齢者の医療に関する今条例を説明してもらったのですけれども、これに対象となる人数は現在どのぐらいいるのか、ちょっと教えてください。

○議長（野原武夫君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 人数的に手元にちょっと資料持ってきませんので、申しわけないのですが、後で資料的に差し上げたいと思います。人数的には、75歳以上の高齢者と障害者の方がいらっしゃるもので、人数的に把握がちょっと今現在持っておりませんので、またお知らせいたしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（野原武夫君） 関口議員、それでよろしいですか。

○5番（関口雅敬君） はい。それ以上聞くことはないのだ。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第45号 長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。



◎議案第46号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第10、議案第46号 長瀬町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第46号 長瀬町営住宅条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正に伴い、長瀬町営住宅条例の一部を改正する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、地域整備観光課長の説明を求めます。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、議案第46号 長瀬町営住宅条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりでございます。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正により所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

改正の内容といたしましては、現行の条例では、配偶者から暴力を受けている被害者が町営住宅への入居を希望した場合は、単身でも入居できるものですが、今回の改正によりまして、配偶者のほかに、婚姻をしていなくても、生活の本拠をともししている交際相手からの暴力による被害者が入居を希望した場合でも、入居ができることになりました。配偶者だけではなく、内縁関係者や同棲関係者による暴力を受けている被害者でも、単身での入居ができることになりました。

それでは、議案第46号参考資料の新旧対照表により説明させていただきたいと思っておりますので、恐れ入りますが、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。1ページ、中段、中ほどでございますが、第6条、（1）、クの主な変更点は、先ほどご説明いたしました交際相手が新たに加わったため、法律の名称の変更で、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律となり、「保護」から「保護等」に変更になったものでございます。

（ク）の3行目でございますが、左側、現行の「被害者で」を、配偶者以外にも交際相手も追加されたもので、右側改正案で「被害者」の後に、「又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を追加するものでございます。

（ア）及び次のページの（イ）につきましても、法第28条の2を同様に追加するものでございます。

条例に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、平成26年1月3日から施行するものでございます。

以上で議案第46号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） ちょっと細かいことで申しわけないのですけれども、配偶者から例えば自分の養育している子供が被害を受けた場合も、これに該当するのかどうかという点と、だから本人、2人だけではなくてということですね。子供がいて、子供がそういう被害に遭っているときも可能なかということと。

あと、資料の46号のページでいくと最後、（イ）となって配偶者暴力防止云々と書いてあって、「裁判所がした命令の申立てを行った者」とあるのですが、ちょっと私も勉強してこなかったもので、裁判所がした命令、意味が通じないのですが、裁判所が下した命令の申し立てと、そういう原文なのかなどうかなという。後でもこれは結構ですけれども。もう一回言いますよ。「裁判所がした命令の申し立てを行った者」、裁判所が下した命令の申し立てを行った者、ちょっと文章が、私は下したのほうかなと思うのですが、後でもこれは結構です。

では、その2点お願いします。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） ただいま、1点目の子供が暴力を受けた場合、この町営住宅の条例につきましては、子供ではなく大人でございます。子供が暴力を受けているのは、入れないと思います。入居資格でございますので、本来は単身では入れないというもののなのです。町営住宅は単身では入れない。た

だ、特例として、今挙げた方たちとか、あとは60歳以上の方とか、そういう方がいるのですが、子供さんが暴力を受けてという場合は、特に規定にはなっていないと思います。交際相手ですから、配偶者と同様な方ですね。だから、お子さんではなくて、その相手方ということになりますので、子供は多分ならないと思います。そこまで詳しいことは、またちょっと後で回答させていただきます。

それと、あと裁判所が……

〔後で調べられて……〕という人あり〕

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） いいですか。では、後でちょっと調べさせていただきます。済みません。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） ちょっと私もわからないので、お聞きをしますが、暴力を受けている人が単身でも入れるというこういう規定が変わるとなると、例えばこれは証明か何かが必要なのですか、お聞きします。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、暴力を受けているという証明が必要かどうかということですが、2つございまして、条例のAとIというところになるのですが、Aの部分が、これが配偶者暴力相談支援センターで一時保護をされている方でございます。Iのところは、裁判所が被害者の申し立てにより命令があったときということで、両方ともその行為があった日から5年未満、5年以内に申請をした場合ということになります。

ですから、私は暴力を受けていますということで役場の窓口に来られても、そこでは判断できませんので、この配偶者暴力相談支援センターで保護されていますというのがわからないと、ちょっと難しいところでございます。

よろしいでしょうか。

〔はい、よくわかりました〕という人あり〕

○議長（野原武夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第46号 長瀬町営住宅条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時27分

再開 午後2時40分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第47号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第11、議案第47号 長瀬町就学支援委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第47号 長瀬町就学支援委員会条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

学校教育法の改正により、特殊教育諸学校等の名称が変更になったことなどに伴い、長瀬町就学支援委員会条例の一部を改正する必要性が生じたため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、教育次長の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（若林 実君） それでは、議案第47号 長瀬町就学支援委員会条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

町長の提案理由の説明にもありましたように、学校教育法が改正されまして、平成19年4月から特殊教育を継承、発展させるものとして始まった教育制度により、特殊教育諸学校等の名称が変更になったことなどに伴いまして、長瀬町就学支援委員会条例の一部を改正する必要性が生じたものでございます。

議案の2枚目、参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。第1条では、現行の「教育上特別な措置」と「教育措置」の字句を、「教育上特別な支援」と「教育的支援」に改めます。

次に、第2条でございますが、第1号と第2号の「特殊教育諸学校及び特殊学級」の名称を「特別支援学校又は特別支援学級」に改めまして、就学支援委員会では、現在判定はせずに判断をするということになっておりますので、「判定」という用語を「判断」に改めるものでございます。

なお、この一部改正条例につきましては、公布の日から施行するとしております。

以上で議案第47号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第47号 長瀬町就学支援委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。



◎議案第48号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第12、議案第48号 長瀬町入学準備金貸付条例及び長瀬町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第48号 長瀬町入学準備金貸付条例及び長瀬町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

学校教育法の改正により、盲学校、聾学校及び養護学校の名称が特別支援学校に変更になったことに伴い、長瀬町入学準備金貸付条例及び長瀬町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、教育次長の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（若林 実君） それでは、議案第48号 長瀬町入学準備金貸付条例及び長瀬町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

町長の提案理由の説明にもありましたように、学校教育法が改正され、平成19年度から盲学校、聾学校及び養護学校の法律上の区分が特別支援学校に変更になり、名称が変わったことに伴いまして、条例の一部を改正する必要があるものでございます。また、2つの条例を同時に改正しますのは、同種の条例で、改正理由も同じであることからでございます。

2枚目の参考資料の新旧対照表をごらんください。まず、長瀬町入学準備金貸付条例でございますが、第2条第1号に、盲学校、聾学校及び養護学校とありますので、これを特別支援学校に改めます。

次に、長瀬町育英奨学資金貸与条例の第2条の盲学校、聾学校及び養護学校を特別支援学校に改めます。

また、附則の第3項でございますが、保健師助産師看護師法の後に法律を引用する場合には、その法律が特定できるように法令番号等を明記することになっておりますので、「(昭和23年法律第203号)」を加えるものでございます。

なお、この一部改正条例につきましては、公布の日から施行するとしております。

以上で議案第48号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第48号 長瀬町入学準備金貸付条例及び長瀬町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。



◎議案第49号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第13、議案第49号 平成25年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）を議題いたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第49号 平成25年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,256万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を31億4,999万8,000円にしようとするものでございます。補正内容は、歳入では、国庫支出金、県支出金及び繰入金金の増額、歳出は交通安全対策費、社会福祉総務費、老人福祉費、社会保険費、保健費、道路維持費、道路新設改良費、非常備消防費、学校給食費の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案第49号 平成25年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明をいたします。

まず、予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,256万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を31億4,999万8,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。8、9ページをごらんください。まず、歳入の補正の内容でございますが、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金200万円は、地域介護・福祉空間整備推進交付金で、高齢者・障害者共生施設の備品等の整備に対する交付金でございます。

第6目総務費国庫補助金1,417万5,000円は、地域の元気臨時交付金で、緊急経済対策で実施する公共事業で、町が負担する額の一定割合の交付を受けるものでございます。なお、充当事業は、中学校技術棟屋上防水工事や第一小学校高効率型照明改造工事などでございます。

次に、第15款県支出金、第2項県補助金、第1目民生費県補助金、第1節社会福祉総務費県補助金196万7,000円は、高齢者と地域のつながり再生事業に対する補助金で、第3節社会福祉医療費県補助金183万6,000円は、重度心身障害者医療費支給事業に対する補助金でございます。

次に、第3項県委託金、第1目総務費県委託金6,000円は、統計調査の農林業センサス事務交付金で、内示によるものでございます。

第21款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金258万5,000円でございますが、歳出額との不足額を繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出の補正内容につきましてご説明いたします。10、11ページをごらんください。第2款総務費、第1項総務管理費、第8目交通安全対策費、第12節役務費の手数料70万円は、町内に設置してあります交通安全啓発塔の撤去費用でございます。現在、町内に4カ所ございますが、柱の腐食も進んでおりますので、撤去するものでございます。

次に、第6項統計調査費、第3目経済統計調査費6,000円でございますが、再来年の農林業センサス調査準備に対する旅費等で、全額県からの委託金でございます。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第19節負担金補助及び交付金196万7,000円につきましては、高齢者と地域のつながり再生事業補助金で、地域の集会所のバリアフリー化等を行う事業に対して補助を行うもので、全額県からの補助金でございます。

次に、第2目老人福祉費337万4,000円は、高齢者、障害者共生施設で、施設管理や事業を実施するための備品などの購入や建物の維持管理経費としての光熱水費や警備委託料など、今年度分の経費でございます。なお、備品の整備に対しましては、地域介護・福祉空間整備推進交付金が交付されるものでございます。

第3目社会保険費、第20節扶助費367万3,000円で、重度心身障害者医療費支給事業の医療扶助費で受給者も増加の傾向にございますが、25年4月診療分より、秩父郡市内の医療機関等で現物給付を始めたことなどにより、支給額が増額傾向にあるため、増額をさせていただくものでございます。なお、2分の1は県からの補助金となっております。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目保健費62万8,000円でございますが、年明けから出産休暇に入る職員がおりますので、保健事業の停滞を招かないよう、臨時職員の採用に係る経費でございます。

次に、第7款第1項商工費、第1目商工総務費30万円は、住宅リフォーム等資金助成事業補助金で、当初見込みより申請件数の増加が見込まれますので、6件分を増額させていただくものでございます。

12、13ページをお開きください。第8款土木費、第1項道路橋梁費、第2目道路維持費、第15節工事請負費330万円は、通学路となっております野上下郷9号線に落石防止柵の設置を行う工事や、その他の維持補修工事でございます。

第3目道路新設改良費、第15節工事請負費の600万円は、根岸石原地内の幹線23号線と上袋地内の本中7号線の側溝整備工事でございます。

次に、第9款第1項消防費、第2目非常備消防費113万6,000円は、来年夏に埼玉県消防協会消防ポンプ

操法大会が開催される予定でございますが、長瀨町が秩父支部の代表として出場することが決定しておりますので、この冬から訓練を開始するに当たり、必要な経費として選手等への費用弁償、ヘルメット、靴、Tシャツや活動服の消耗品、被服費の費用、飲み物代、操法用ホースなどの備品の費用などがございます。

次に、第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、第18節備品購入費12万円は、ガス検知器や照度計の購入で、長年の使用による劣化により使用できない状況となっておりますので、購入をするものがございます。なお、これらの器械による測定は、学校保健法で義務づけされているものがございます。

第3目、学校給食費の第12節役務費の136万5,000円の手数料は、学校給食管理システムの導入経費でございます。給食費につきましては、平成25年度より公会計に変更いたしました。徴収管理、督促業務等の事務の効率化、正確性を図るため、管理システムを導入したいため、その導入に係る経費でございます。

以上で議案第49号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、1点だけお聞きします。

高齢者のつながりの資金なのですけれども、公民館バリアフリー化に使うということなのだけれども、どこの地区の公民館なのでしょう。例えば全34カ所公民館があるうち、みんなが手を挙げて、やっぱり順位を決めるのだらうけれども、どういうことで決定しているのかお聞きします。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

高齢者と地域のつながり再生事業の改修を行う公会堂の名称ですけれども、今回予定しておりますのが、矢那瀬上郷区の農業集落センター、もう1件は上宿中宿区の公会堂を予定しております。改修する優先順位なのですけれども、今、町で介護予防事業、元気モリモリの教室を各地区に出向いて行っておりますけれども、そのモリモリをやっている公会堂を優先的に改修させていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） そうすると、いろんなところでモリモリ体操をやっている公会堂があるのだと思うのだけれども、そこは随時バリアフリー化していく予定があるのかどうか、もう一度お聞きします。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

公会堂を順次整備していくかというふうなご質問ですけれども、改修するに当たりまして、県の先ほど説明がありましたとおり、埼玉県が助成を行っております高齢者と地域のつながり再生事業の補助事業を充てております。この事業が25年度までというふうにお伺いしておりますので、今のところ補助事業を対象として改修をしたいというふうに考えておりますので、予定としては、今度の2カ所で一応終了ということを考えております。

以上でございます。

〔「はい、結構です」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 10款の教育費の中の先ほどの学校給食費、これは多分委託料になると思うのです。新たなシステムの導入というふうなことで、これは多分委託料になると思うのですが、今までも予算の中で委託料が大分多いというお話になっているわけですが、これは多分システム管理までやるのですから、おたくでは給食費を払っていませんよとかという通知とか、そういうのも含めてのことなのかなと思っ
ているのですけれども、そうではなくて、あくまでもソフトか何かの管理というお金だけなのかどうかとい
うことを、ちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。そのソフトだけだとすると、余りにも高額なの
で、これだけでいくと。済みません。

○議長（野原武夫君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） 村田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回、補正をさせていただきますのは、システムを導入する前の準備作業というのですか、要するにと
った費目も手数料として今回136万5,000円の補正をさせていただきましたので、システムを導入する前の
準備のための経費ということでございます。当然、来年度からそのシステムを導入していくわけですけれ
ども、それに係る経費につきましては、年間120万円のレンタル料がかかる予定となっております。

また、このシステムにつきましては、賦課徴収業務、先ほどの村田議員おっしゃっていたような業務に
つきましても、当然できるようなシステムになっているところでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第49号 平成25年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）を採決い
たします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。



◎議案第50号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第14、議案第50号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第50号 指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

長瀬町高齢者障がい者いきいきセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項
の規定により、この案を提案するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） 議案第50号 指定管理者の指定について説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、長瀨町高齢者障がい者いきいきセンターの指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出するものです。

1、指定管理者に管理を行わせる施設は、（1）所在地、埼玉県秩父郡長瀨町大字長瀨59番地、（2）名称、長瀨町高齢者障がい者いきいきセンター。

2、指定管理者に指定する団体は、（1）所在地、埼玉県秩父市山田1199番地2、（2）名称、社会福祉法人清心会、（3）代表者、理事長新井兄三郎。

3、指定する期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとなっております。

以上で議案第50号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） それでは、最初に何点かお聞きをいたします。

指定管理者制度を今回設ける、なぜ指定管理者を設けるのか、その理由をちょっとお示してください。

それから、指定管理料、年間幾らの金額になって、それがどういう根拠で金額は決まったのか、済みませんが、お聞きいたします。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

指定管理者を採用する制度の考え方ですけれども、指定管理者制度は質の高いサービスの提供、経費の削減が図れる可能性が高いなどのメリットが挙げられております。今回、就労支援B型等の事業所の運営を予定しているため、高い専門性やサービスの提供が求められていることから、指定管理者制度の導入を予定させていただくものです。

また、ご質問2点目、指定管理料についてお話をさせていただきます。指定管理料は、先ほど協定の期間でもお話をさせていただきましたけれども、26年4月1日からということになっております。正式なものにつきましては、26年度の当初予算に計上させていただく予定となっております。現在の段階の試算、あくまでも現段階の試算についてということでご理解いただきたいと思います。現在の指定管理料の見積もりの額については、一応400万円程度を試算しております。この額については、高齢者を受け入れるための費用、光熱水費というようなことで見積もっております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 課長は、前回も観光情報館のときもそうだったのですけれども、この説明だと、今回指定管理者の採決するとき、私は判断がこれではちょっとできないと。それは、その金額はあくまでもおおよそ例えば400万という話ですけれども、この400万にする根拠がわからないのです。サービスの質の向上をさせるとか、私は障害者の方の作業所を別にどうこう言うわけではないですよ。この400万を指定管理者としてお支払いすると、どこが障害者にとって質がよくなるのか、それがわからないのです。年寄りもあそこに行くからといっても、あれだけのスペースの場所で指定管理料年間400万払って運営して

いただくのであれば、私はあの建物を全て障害者の方に使っていただいて、地域のお年寄り行って交流するスペースもあるのだから、それでいいような感じがするのです。いかがですか。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

今回の指定管理の指定につきましては、実績がまだ全くない状況で、いかほどに見積もっていいかというのが非常に難しいところだというふうに考えております。積算の根拠につきましては、先ほどもお話ししましたように、高齢者を受け入れる費用として見積もるということでお話ししましたがけれども、考え方としましては、高齢者の方を受け入れるための人件費、もう一つは光熱水費になりますけれども、光熱水費はまだ使っていない状況ですので、どこを参考にしたらいいかということで、担当ではいろいろ検討しましたがけれども、今回の施設の業務の内容に一番近い施設はどこだということで検討しまして、保健センターが一番近い施設ではないかというふうに判断をしております。

内容については、職員が常時昼間いるというようなことと、事業を昼間行うまたは貸し館を昼間行うというような状況になりますと、保健センターが一番近いのではないかということで、今のような理由から、保健センターの光熱水費を参考に見積もりをさせていただきました。

高齢者を送迎するために、車をどうしても設置したいというようなことで考えておまして、これにつきましては、リースで車を用意するというふうに考えております。その費用を見積もらせていただきまして、先ほどお示した額を提示させていただきました。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 何かだんだん、だんだん難しくなって、聞けば聞くほど難しくなって、説明聞かないで、これで用意ドンでやったほうがわかりいいような気がするのです。今、だんだん出てくる話が、お年寄りを送り迎える車も必要で、それをリースで借りるという、そこまでサービスしているところってあるのですか、今、長瀬町で。あるの。例えば、では井戸地区の人が、その作業所に、高齢者施設に行きたいから迎えに来てよって言えば、来る。そうすると、車の運転手の費用、車代、ガソリン代、全部まだ用意ドンでやったことがないのだから、どの程度かかってくるかわからない。それでは、清心会ですか、この人だって管理者にしてもらったって、ありがたくも何でもないのではないですか。違います。私が考えると、そうなのですよ。

400万という金額、社協が入っている保健センターが同じようだというけれども、やっぱりやってみなくては、その差というのは、多分変わってくると思うのです。そうすると、では来年当初予算のときに、違う金額がぽんと出てくる可能性も出てくるわけですよ。そうすると、きょうこれで指定管理者にこの方を指定決めないで、当初予算のときに決めたほうがいいのではないですか。今、ここで指定管理者に決めますよといって、金額が高いから却下ですよというのはできないのではないですか。違いますか。今言うように、お年寄りを送り迎えますよ、そういうサービスはいいですよ。私が今までの記憶で、いろんなところでお年寄りの施設があるけれども、車で送り迎えというのは経験ありません。今、さっきからあるという、首を振っているようですよけれども、いま一度それお聞きしましょう。今現在では、これでは判断する材料に私はなりません。もう一度聞かせてください。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

高齢者の送迎についてのお話ですけれども、現在、元気モリモリ教室を行っているというのはご承知かと思えます。また、保健センターで行っています二次予防の口腔運動教室を行っています。最初にお話ししました元気モリモリ教室で送迎を希望される方がいらっしゃれば、その方の送迎を行って、自宅から近所の公会堂への送迎を行っています。それと、二次予防で行っています保健センターで行っている教室にも、送迎を希望される方があれば、送迎を行っている状況です。

利用につきましては、町の高齢化率が約30%、3人にお一人が高齢者というふうな状況になっております。これからもう少し伸びるかなというような状況になっております。送迎がなぜ必要かといいますと、生活機能が低下した方がどうしてもいらっしゃるの、その方の外への外出ですとか運動教室とかに出させていただいて交流を促進することが、これからは重要だということで、送迎業務をどうしても行わせていただきたいというふうに考えております。車の運転できる方でも利用は可能だと思いますけれども、車がだんだん運転できなくなってきたようなお年寄りに、ぜひ使っていただきたいというふうに考えておりますので、送迎をぜひ予定させていただきたいと思っております。

いま一つ、指定管理料の考え方についてですけれども、当初大幅に増額になるのではないかとというようなご質問もありましたけれども、先ほど考え方をお示ししたとおり、それに合わせてまた試算をし直してみる予定になっておりますので、指定管理料が大幅にふえるというようなことは、今のところ考えてはおりません。

以上です。

〔議長、もう一度済みません〕という人あり〕

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） いいですか。済みませんね。

ちょっと、だんだん本当に聞けば聞くほどわからなくなって、私は決して反対のための反対意見言っているわけではなくて、本当に納得がいて採決のときにイエスかノーかをはっきり言いたいということで、今質問させてもらっているのだけれども、さっきも言うように障害者の作業所がメインであって、お年寄りのスペースもあるから、使ってもらってもいいですよという話でいけば、私はこんなにお金を予算とらないで、例えば全員協議会でも話したとおり、あの近くの地域のお年寄りの人がそこへ通って行って、そこで懇談でも体操でも何でもしてもらえばいいだけの話で、各地区の公民館で今言うような元気モリモリ体操とかそういうのはやっているから、わざわざ送り迎え向こうのほうまで行く、難しくしないで、もっと簡単に障害者の方に、あの建物を自由に使っていただくと。それで、作業してもらって、ラスクを販売するというのであれば、そのほうが簡単で、私は無駄遣いにもつながらないと。

一般質問でも私は何回も文言が出てくるのだけれども、町長がせっかく50%カットして財政を助けようという中で、皆さんが……

〔聞き飽きたから〕という人あり〕

○5番（関口雅敬君） 聞き飽きたってしょうがないのだよ。次から次出てくるのだ。

〔違うよ。50%だよ〕という人あり〕

○5番（関口雅敬君） だから、そういうので、一方では蛇口を閉めて、一方では蛇口を開いているのでは、ちっとも何の足しにもならないから、この指定管理料を払わないで、障害者の人にいきいきセンター作業所を使ってもらったりすればいいと。何回押し問答やっても同じになっていくので、一応私はそういう提案をさせていただきます。答弁があれば、答弁してもらって、なければ、これで結構ですから。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、この指定管理についてなのですけれども、もうこれは多分仮契約か何かしてあるのではないかなという気がするわけなので、仮契約まではいっていないかちょっとわかりませんが、この施設が障害者と高齢者の要するに共生施設だということに、私は無理が本当はあるのだと思うのです。これからちょっと離れますが、要するに地域包括支援センターというふうなことで、他町村にあるようなしっかりした施設があれば、そこで送り迎えも十分しているところも、関口議員も心配していましたけれども、そういうところを、ワゴン車を3台、4台持っていてやっているというところも現実の問題あるわけです。運転者さんも雇ってやっている。

ただし、それだけの施設がないということで、長瀬町は保健センターとか、下郷は何でしたっけ、ひのくち館とかこことかに分散してしまっているという、そういう中でやるから、無理があるのではないかなと。だから、どうなのだということなのですが、差し当たっては、これをやって指定管理料を払ってみたら、ところが高齢者がほとんど来なくて使えなかったとか、そういう状況になってくると、これはかなり無駄と言っては失礼ですが、町の財政からは支出が大きいなということもあると思うのです。ですから、このやり方といいますか、名称も仮称だったような気がするのですが、このままいってしまっているのか、町民に何かとるようなお話も聞いているのですけれども、それもここへ出ていないという状況です。

ただ、長瀬町は高齢者、高齢化に向けて、それから障害者のこういう労働して社会復帰をしていく場所を確保するために提供しているのだと。そういう姿勢であれば、私は高くはないのかなと思いますが、ただ片方だけは人が余り来なくて、何だ、つくってみただけでも、ちょっとこれはどうなのだということだ。だから、あと1年、2年たったときにそういう状況が出た場合には、これは計画が悪かったというか、運営が悪かったとか、またそのときに指摘させていただきたいと思いますので、そののところ、しっかりよろしくをお願いします。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

3点ばかりお答えさせていただきます。仮契約かどうかというご質問ですけれども、特に今のところ、仮契約を行っている状況ではありません。10月25日に選考委員会を設けまして、先ほどお話しした清心会さんが指定管理者に選考されておる状況でございます。

もう一つ、高齢者の方の利用状況について心配な点があるというふうなことですけれども、町では介護保険事業の地域支援事業というのを行ってまして、具体的にはさっきから言っている元気モリモリですとか、保健センターで行っている事業ですけれども、そういうものを今度開設されますいきいきセンター等で行う予定であります。なるべく皆さんに知っていただくことが必要だと思いますので、新年度、26年度におきましては、なるべく多くそういうところで開催をしていきたいというふうに考えております。

また、大勢の方に利用していただきますように、先ほどから送迎のこともありますけれども、送迎の車を用意していただいて、大勢の方に気軽に使っていただくように考えております。

名称につきましては、9月の定例会で条例の設置をご議決いただきまして、正式には今申し上げているとおり、長瀬町高齢者障がい者いきいきセンターが正式名称となっております。そのときもちょっとお話をさせていただいたかと思うのですけれども、名称もちょっと長目ですので、愛称というようなことも、今、検討しておりまして、その作業に今入っているところですので、準備でき次第、広報もしくはホーム

ページ等でご案内ができればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 済みません。1つだけ教えてください。

指定管理者の指定についてで、この期間は、指定する期間が26年4月1日から31年3月31日までとなつて、5年間ですよ。それはいいのですけれども、今度その金額、頼むとき、何とかという協定書つくるところなのですけれども、これは1年契約ですか、それとも3年間とか。3年間やってみて、それからまた双方が何かあるときには、また協定を何とかということになるのでしょうか。1年ごとですか、それとも3年ごと、それとも5年間一括ですか、それを教えてください。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

協定書に関する関係ですけれども、指定管理者の募集要項を定めさせていただいておりますけれども、その中に協定等に関する事項ということをご設けさせていただいております。この中では、協定については指定期間を通じて基本的な事項を定める基本協定と、年度ごとに事業実施に係る事項を定めるということで、年度協定を締結するというふうな2種類を考えているところです。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） そうしますと、この頼む金額というのは、400万円とか何とかという約とかということになっていきますけれども、それは4月1日から翌年の3月31日まででということ、1年間をやってみて、それでおかしかったら、またどうにかもっと下げてくださいとか何とかということが言える協定になるわけですね。そうですね。はい、では結構です。

〔「会議録に載せておかないと、首振っただけじゃわかんないよ。載せてもらったほうがいい」と言う人あり〕

○6番（大島瑠美子君） じゃあ、済みません。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

先ほど基本協定と年度の協定ということで、指定管理料の改正もあり得るかというようなご質問になるかと思います。指定管理料の改正については、協定上は改正はあり得ると考えております。ただ、運営上年度ごとに変更があるから、すぐ改正するのがいいかという、そうでもないというふうに考えています。というのは、まだ運営が実際に行われていない状況です。そういうことを考えますと、ある程度指定管理というものは確保して管理していただいたほうが、今回の事業の場合は適切かというふうに考えております。

以上です。

○議長（野原武夫君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 今、説明をお聞きしたのですけれども、いずれにしても何かあやふやな、ちゃんと契約なら契約で1年なら1年、やってみた結果でどうするとか、そんなあやふやな、何か聞いてはつきりしないのですけれども、これどうなのでしょうかね。何かどう見てもおかしな契約の仕方。こ

これは、今、大島議員が言ったように、4月1日から3月31日まで契約してしまったら、そのままいくのですか。何か、それでまた変更すると、今のお話ですと。何かわからないのだよな、言っている意味が、はっきり。途中で、やってみた結果でまた変更する、変えるということなのですか。何か知らないけれども、これはちょっと。それで、予算的なお金を使う。それで、足りなかったらまた出せ、そういうことになるのですか。

〔「いろんな……」と言う人あり〕

○7番（齊藤 實君） だから、それをはっきり1年契約なら1年契約、2年なら2年契約ということではないと、足りなければ、また出せよというのでは、何かあやふやな契約の仕方。会社だったら、こんなことできないよ、きちっとしないと、と思うのですよ。その辺、契約についてははっきりおっしゃってください。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、齊藤議員のご質問にお答えいたします。

契約についてのご質問になるかと思えます。契約の変更があるかどうかの考え方について、先ほど大島議員のご質問にお答えをさせていただきまして、その場合、変更もあり得るというふうにお答えをさせていただいたつもりです。契約の額についての変更は、最初お示しする予算に基づいて、これから契約をさせていただきたいというふうなことを考えております。

〔「俺は期間のことを言っている」と言う人あり〕

○健康福祉課長（中畝健一君） 失礼しました。契約額についてはそういうことで、額は変更をしていかないというふうなことで考えております。

期間については、5年間契約するというので提案をさせていただいておりますので、5年間で契約をさせていただく予定でおります。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 4番、野口健二君。

○4番（野口健二君） 誰かはっきり物を言える人、かわって言ってもらえればありがたいのですけれども。ちょっとわからないのですよ。よろしくをお願いします。

〔「俺のまだ終わっていないんだよ」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 今の説明だと、何かまだちょっとわからないのですけれども、いずれにしても今野口さんも言うとおおり、ちょっとわかりづらい。それで、5年やってしまったら、途中で変更があった場合は、またそこで受け付けるか。お金を足らないから出せよとか、そういうことになると、また困るわけですよ。貴重な例えば400万というのを出すということだって、非常に財政の厳しい中で、この前こういう問題のときも言ったけれども、箱物をつくるいろいろな経費がかかると。非常に大変なことだよということを、私、前言ったことがあるのですけれども、そのとおりにこれがまたなる。ずっと5年間これでまた払っていく。足りなければ、また出すよというのでは困るし、その辺ははっきりして、もし結論が出たら、1年で交代する、2年で交代するというような契約もあるわけです。これでまた何かすっきりした形に、いま一度はっきりした、野口さんが言ったような答えを出していただきたいと思いますが、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（野原武夫君） 副町長。

○副町長（平 健司君） それでは、私のほうから、関口議員から村田議員、齊藤議員、いろいろご質問等ありましたけれども、果たして当てはまるかどうかわかりませんが、総括してお答えをさせていただきます。

指定管理になぜしたかということにつきましては、障害者施設ということで就労継続B型事業を、あの施設でラスクをつくったり販売したりしたいということで、特殊的な事業所であるということで、指定管理を選択したわけでございます。指定管理を募集した時点で、期間は5年間ということで、5年間の募集をしております。先ほど課長が変更もあり得ると言ったのは、指定管理料を1年ごとに見直す必要があるのではないかということを行っていると思うのですけれども、これ、言ってしまっている。

〔「いいんだよ。決まっていることは言っているんだよ」と言う人あり〕

○副町長（平 健司君） 私がもらっている資料は、現時点で390万という指定管理料を聞いております。その内訳としましては、高齢者を受け入れるための人件費、要するに事業提案、相手側からこれだけの人件費が、1年間に高齢者の送迎したり面倒見たりするには、1人どうしても張りつけなくてはですから、これだけのお金がかかります。事業提案という形で、相手側から250万という金額が出ております。これについては、細部については、まだ詰めておりません。向こうは250万と言っていますから、それ以上になるということは、町としては考えておりません。

それから、高齢者の受け入れ用車両のレンタル料、燃料代、これは見積もりをとったらしいですけれども、約70万円、それに光熱水費の一部。先ほど、保健センターが一番似通った施設だということで、保健センターの光熱水費を試算しますと70万円ということで、その70万円を入れまして390万円ということ、私のほうでは伺っております。その390万円が、250万が上がることはないのですけれども、光熱水費と車両のレンタル料、燃料代、これについては変更になる可能性がありますから、当該年度ごとに契約を変更したいという課長の答弁だったと思いますので、その辺ご理解をお願いしたいと思います。

あと、何かありましたかね。よろしいですか。

〔「変動と言うから……。変動という言葉が出なきゃいいんだよ」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 私は、先ほど意見を申し上げましたとおり、指定管理のいろいろな面でまだまだ話し合い、煮詰まりがなっていない。皆さんの大事な税金なので、たとえ400万と言ったり390万と言ったりいろいろしていますが、意見を申し上げたとおり、指定管理者を設けず、障害者の皆さんにしっかりあそこを使っていただいて運営をしたほうが良いということで、反対討論にかえたいと思います。

○議長（野原武夫君） 次に、賛成討論を許します。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 私は、障害者のB型の施設というふうなことで、多分これをやらないとできない作業所ではないかなというふうに感じております。というか、ほか、受ける人がいなくなると。すると、これは全部施設も使えなくなるという想定で考えています。ですので、指定管理料には、この2つの共生施設ということ自体が非常に無駄があるので、やむを得ないかなということ、これができなくなると、多分障害者の清心会のほうでも、これ単独だと非常に厳しい経営状況になっていると。

なお、どんどん、どんどん卒業生が出てきて、こういう就労の場所がなくなるというような状況で、長瀬町で税金が無駄になるかもしれませんが、今回これはぜひ承認したほうがいいのではないかという意見です。

○議長（野原武夫君） 次に、反対討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野原武夫君） 起立多数。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。



◎議案第51号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第15、議案第51号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第51号 指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

長瀬町観光情報館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、地域整備観光課長の説明を求めます。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、議案第51号 指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりでございまして、現在、長瀬町観光情報館は、一般社団法人長瀬町観光協会へ指定管理を行わせておりますが、指定管理期間が平成26年3月31日で満了となるため、新たに平成26年4月1日から3年間、長瀬町観光情報館を管理する指定管理者を指定するため、この案を提出するものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる施設、（1）所在地、埼玉県秩父郡長瀬町大字長瀬529番地1、（2）

名称、長瀬町観光情報館。

2、指定管理者に指定する団体、(1)所在地、埼玉県秩父郡長瀬町大字長瀬529番地1、(2)名称、一般社団法人長瀬町観光協会、(3)代表者、代表理事曾根原正宏。

3、指定する期間、平成26年4月1日から平成29年3月31日まででございます。

以上で議案第51号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 言っても同じだと思っただけけれども、やらせてもらいます。

観光協会に指定管理者を指定するこの案、私は以前から、この観光情報館は指定管理者制度を設けずに観光協会に自由に使わせて、観光の拠点にして、一般社団法人長瀬町観光協会が一生懸命努力をしてもらった建物にしたほうがいいと。なぜ、私はそれ言うかということ、指定管理料を年間払って、その管理をされる施設の使用料が7万円と。300万から払って7万円しか上がらない、そんな施設を指定管理者制度を設ける、この理由が私はわかりません。

前の町長のときに、私は一般質問の中で前の町長から発表になったのは、あの建物は観光協会が使うためにつくったという発言がありました。それはなぜかといったら、宝くじ売り場はもうつくってあるのだと。宝くじが売れるように、宝くじの窓口がつかれるように用意もしてあるという、そういう建物に指定管理料を300万から払って管理をしていただいた結果、使用料が7万円しかならなかったような、その施設なのだから、それは自由に例えば2階のホール、どういう方が使ったかわからないけれども、いいでしょう。使わせてあげればいいではないですか。指定管理料を300万払わないで、観光協会で作ってもらって、返すときには民間のアパートと同じ、壊したりそうしたものは、きちんと復元して返してもらうという形をとって、指定管理者を設ける必要ないと私は思いますが、いかがでしょうか。課長、お願いします。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） では、関口議員の質問にお答えいたします。

まず、指定管理にしなくて、観光協会に預ければという話でございますが、この施設はあくまでも公共的な施設でございますので、管理をする場合には、指定管理かまたは委託契約になると思います。委託契約になりますと、契約した内容のものしかできません。例えば、この中で、指定管理事業の中で観光案内業務とかモニュメントの管理とか、ロケーションサービスとかというのがありますが、そのものができなくなってしまうのです。そうすると、またそれを個別に委託をする。そうすると、委託がいっぱいになってしまうのです。一番違うのが、自主事業がまずできないということなのです。利益を上げられる自主事業ができないということになってしまいますので、今回、指定管理にさせていただいているところでございます。

指定管理にしますと、協定の中で会議室の使用料は指定管理者が受けられますよ、許可もできますよ、そういうものがうたわれます。自主事業については、利益が上がった分については、指定管理者が受け取っていいですよということになっていきますので、その公共施設で自主事業、営利目的の事業ができるということで、総合的に考えまして、委託ではなく指定管理にさせていただきたいというふうに考えております。よろしいでしょうか。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 何を言ってもあれなのだろうけれども、例えば今現在、秩父市の例を見れば、秩父

市役所が建てかえて、秩父市の観光課はどこにいるかおわかりですよ。秩父市も社団法人の観光協会の事務所に一緒にいると。今回、長瀨町は課の統廃合で観光産業課というのでできるのであれば、その観光産業課ですか、それは観光案内、情報館に行って、そこを管理すればいいではないですか、観光協会に指定しなくたって。別にこの長瀨町役場になくたって、そのほうがよっぽど観光課はやりやすいと思います。私は、大事な、本当にみんなが汗水垂らした税金を、納税をこの長瀨町にしている。そういう姿を見ていて、どうもやっていることが、さっきから言うように蛇口を締めてみたり、違うほうではジョボジョボ蛇口開いて、この一般社団法人観光協会なんて、本当にお金を稼ぐためにつくった会社なのだから、そうしてやればいいではないですか。

さっきも言った宝くじ売り場までつくってあるのですよ、町で。観光協会がつくったわけではないですよ。町でつくってあげたのですよ。だから、私はあんな小さな建物で、下は全部観光協会の事務所ですよ。使い道ないではないですか、何のほかの人が使うといたって。堂々と彼らが使っているのだから。2階のスペースといたって、あれだけのスペースでは、年間7万円とって、天だと思えますよ、あれでは。だから、私は指定管理者は設けずに、長瀨町役場から職員が行けばいいではないですか。例えば朝行って鍵あけて、見回りして帰ってきて、また最後見回りでもしながら、さっき誰かすぐやる課と言ったけれども、観光のすぐやる課でもやって、夕方電気が観光業者についていなかったら、電気つけておけという指導までしたって、私はいいと思うのです。

だから、指定管理者は、この観光協会にお金を払ってまでやる必要ないと。観光協会は観光協会のできることをやればいいだけだから。もし、今言うようなことができないのだったら、やらないで、長瀨町役場の人がやればいいではないですか。いかがですか、もう一度。この答弁で、私の質問はもうありません。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員の質問にお答えいたします。

まず、町職員が、観光担当は向こうに行って事務をすればいいのではないかということをお聞きしましたが、これはちょっと私だと答えられないものがありますので、組織のほうになってしまいますので、そういう例えば観光課というのでできれば、そこが全部行っても大丈夫かなとは思いますが、それは私の個人的な意見ですので、組織のほうにまたそういう組織でありませぬので、課長も1人、産業観光で1人ですので、観光だけやるということは、ちょっと難しいかなというのがあります。

また、宝くじ売り場等をつくってあるので、そういうのもやったらどうかということですが、まだ……

〔「やったらどうかじゃない。つくってあると言った」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） そうですね。ただ、まだ財源のほうで確保できていませんので、ちょっとできないという状況でございます。

あと、管理を町がして、観光協会は入らないほうがいいということですよ。

〔「観光協会に貸すなら、全部貸してということ」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それなので、貸すという場合も、ただ普通に貸しますということができませんので、それは委託になり、契約をしなくてはいけないことになりますので、先ほど言ったように自主事業ができなくなってしまうのです。それなので、契約を結ぶためには、指定管理のほうで観光協会としてもやりやすいということになります。いいですか。

〔「よくわかりました」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） はい、済みません。

〔「町長、さっきの齊藤課長の言ったのを答弁してくださいよ」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 観光協会のほうに観光課が行けばいいのではないかというお話のようでございますけれども、観光課という名前ではございませんで、産業観光課ということになっておりますので、そちらが移るわけにはいきません。

それから、宝くじの話でございますけれども、これにつきましては以前からいろいろ議員のほうからそういうご提案をいただいているわけなのですが、何か契約金が一昨日でしたか、秩父鉄道さんともお話をしたのですが、大分契約金がかかると、8,000万ぐらいかかるというようなお話をいただきました。ともかく、それをお金を払わないとできないというようなお話で、それに見合っただけのものが、果たして売れるかというようなお話も出てまいりました。しっかりしたものをまだ調べておりませんので、はっきりしたことはわかりませんが、いずれにいたしましてもそういった中で、今、なかなか宝くじのほう売れないというような状況にあります。でき得れば、私も宝くじ、宝登山というすばらしい名前があるわけですから、そういうものができたらいいなと思うのですが、秩父鉄道さんのお話で、そのようなお話が出たということをお話させていただきます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 4番、野口健二君。

○4番（野口健二君） これは観光情報館という名前がついていますけれども、この間の日曜日に、私の近所へ行ったのですが、情報館が窓が閉まっているわけですよ、入り口が。それで、情報館はやっていないのですかねと何人か観光客に聞かれたのだけれども、あければ誰かいますよという話になって、あけていないのではわからないですよという話があって、それで中はシャツ1枚ですよ、中の方は。寒くしている人が、観光に来ているのに、中の方がシャツ1枚でやっているとどうするのかと私思ったのですが、その辺も町からちゃんと教育してもらったほうがいいかなと思って。

それと、鉄道でもロープウェイでもそうなのですが、観光情報館の人が、ただでいいからライン下り乗ってみてくれ、ロープウェイをただでいいから乗せたいということなのだけれども、1回も乗ったことがないから、情報がわからないわけです。そういう話で鉄道ともよく話してもらってやっていただければ、もう少し利益も上がるのではないかなと思うのですが、その辺ひとつよろしくお願いします。

以上です。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、野口議員の質問にお答えいたします。

まず、情報館、今、表玄関が閉まっているということでございますが、私もちょっと確認しなくて申しわけなかったのですが、そのようなことがないように指導していきたいと思っております。多分風とかあると、閉めてしまうこともあるのですが、なるべく閉めないようにということで指導させていただきたいと思っております。

あと、ライン下り、ロープウェイに乗ったことが、これは事務局ということですか、乗ったことがないというのは。

〔「秩父鉄道の人に聞いたんですよ」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 事務局が乗ったことない。

「はい。事務局が乗ったことないし、そこにいる人が、全然そういう情報がわかんないんじゃないかという話だ」と言う人あり]

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） そうですか。わかりました。その辺も確認して、もし乗ったことがないようであれば、乗って内容がよくわかるようにということで指導させていただきたいと思います。

「必ず1回は乗っておけという話だ」と言う人あり]

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） わかりました。では、その指導させていただきます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 観光情報館についてなのですけれども、多分私が議員になってすぐのとき、これが出たのではないかなという記憶があるのですけれども、そのときよくわからないで賛成したと言うと申しわけない。大変反省するところなのですけれども、長瀬の観光を担う情報館であるというふうな認識をしていました。今もそういう認識はあるのですけれども、この指定管理制度で町のほうの姿勢として、要するに多分収支決算とかあると思うのです。それについて、例えば町から、先ほど関口議員は300万と言いましたよね。多分出しているのですよね。そのほかにも、要するに観光業者の方々も出していると思うのです、歳入について。そうですよね。わからないですよ。

観光協会をやっていくに当たって、要するに自分たちでも自腹を切って出そうと。自腹というのですか、わからない。賛助会費だかわからないけれども、そういうものを、会員費ですか、会費ですか、募ってやっているのだと思うのです。このくらいのお金があると。支出がこのくらいになっているというふうなことで、収支決算が合うのではないかなと思いますけれども、そういうのが私なんか全くわからないわけです。ただ、話だけ飛んできて、大変観光協会も苦しいというふうなことで、お金が足りないと。何でだろう。えっ、そんなことあるのということが随分あります、はっきり言って。それは、指定管理者に町のほうで指定したのだから、町のほうで厳しくチェックすると、そういう義務があるのではないかなと。もし、おかしかったら、そういうものは知らせていただければいいかと思っていたのですけれども、そういうものも全然なくて、すぐまた今度は3年たったから、指定管理のやり直しですよという話がここへ出てくるわけですよ。

先ほどの、社会福祉法人というところで、ここは一般社団法人というふうなことで、やはりこれは利益を出すためにというふうな、要するに建前ですよ。事業としては非常に苦しいと思うのだけれども、電気自転車をどうのとか、2階を貸して何万円とか、その程度しか上がらないという現状であると。では、これでほかにもやはりいろいろ観光協会に対して観光協会の事業、例えばPR事業ですか、あれなんかにしても町でやらないで、全部観光協会が受けてやっているわけですよ。そういうお金も含めると、300万円町から出ているだけでなく、観光にかかわるパンフレットをつくるという210万も当然ですよ。そういう総額でいくと、多分2,000万円ぐらいのお金が出ていると思うのです。これも300万円だったとしたら、私も、指定管理なしで来てしまいますよ。

ただ、そうなる、さっきの随意契約をめたしなればということですよ。そうなる、ではこの指定管理料は、今回は先ほどの清心会さんのほうでは、このくらいでというのがありましたけれども、これは当然300万円を念頭に出してきたのかなという気がするわけなのですが、100万円ととにかく自助努力を重ねていくので、指定管理をこっちで何とかやっていますと、そういうこともあるのなら、それでまた任せてみて、3年たってみればというようなことも考えられると思うのですけれども、その点についてお

願います。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、観光協会のほうですよ。協賛金があるということで、観光協会のほうに町からお金を支出していますのが、運営費補助金が500万と、パンフレットの作成費が260万で760万円でございます。そのほか委託料としまして、これは指定管理料も含めますけれども、694万2,000円、合計が1,454万2,000円が町から観光協会のほうに出ております。指定管理料が310万2,000円ございますが、これは前にもちょっとご説明しましたけれども、指定管理者を新たに認めるためにつくった指定管理料ではなくて、今まで観光協会のほうに委託をしていました観光案内業務240万、それとモニュメントの管理委託32万4,000円、それとロケーションサービスということで37万8,000円、これを1つにまとめて管理委託料ということで契約をしておりますので、特に管理委託料については、新たな補助金というか助成はありません。

また、310万2,000円が高いか安いかわかるということでございますが、これは今までの実績によりまして出ておりますので、特段高いということもないかなと考えております。

あとは、ありましたか。

〔「あとは、決算問題として、そのところを私なんかわからないので。

予算、決算の」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 観光協会の予算、決算でよろしいのですか、それとも指定管理者のほうの。

〔「指定管理者じゃなくて」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 観光協会のほうで。

〔「ええ」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 観光協会の決算につきましては、今年度まだ全ての収支が出ておりませんが、歳入が現在予定で2,956万8,000円です。歳出が……。済みません。失礼しました。当初ですと、歳出が3,000万になりますので、赤字の予定で組んでおります。ただ、今現在、徐々に経費を削減したりしまして、その赤字の部分をどんどん減らしている状態でございます。3月には、何とか黒字になる予定ということで聞いております。よろしいでしょうか。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 私は、観光情報館の指定管理、ちょうど期限が参りました。最初のときには、初めてだから、やむを得ず賛成ということで、期限が来て、ここで契約を再契約ということになりました。先ほど申したように、あの観光情報館については、指定管理者を置かず、もしどうしても置かなくてはならないのだったら、役場から行って、あそこの鍵を締めたりする。もしくは、観光産業課が今度できるので、

その事務局は観光情報館に置いたほうが良いということで、310万2,000円、この管理委託料が無駄遣いにならないように、反対討論といたします。

○議長（野原武夫君） 次に、賛成討論を許します。

3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 私は、観光情報館の指定管理者については賛成いたします。

しかしながら、310万というお金に関しては、今までどおりのモニュメントとかいろいろなもので使われているというふうを確認しております。しかしながら、町である程度チェック体制を厳しくしていくべきだと私は考えております。それをしっかり守っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野原武夫君） ほかに反対討論。

それでは、ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野原武夫君） 起立多数。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。



◎議案第52号の説明、採決

○議長（野原武夫君） 日程第16、議案第52号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第52号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀬町固定資産評価審査委員会委員、福島博氏の任期は、平成25年12月24日で満了となりますが、引き続き委員として選任することについて議会の同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第52号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任につい

て採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり同意されました。



◎発議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第17、発議案第7号 道州制導入に断固反対する意見書を議題といたします。

発議案の趣旨説明を村田徹也君に求めます。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、皆さんのお手元に配付されていると思いますが、道州制導入に断固反対する意見書を朗読します。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを決定し、本年4月、全国町村議会議長会が、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることはまことに遺憾であるとの緊急声明を行った。さらに、7月には、道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府、国会に対し要望してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが見られる。また、野党の一部においても、既に道州制への移行のための改革基本法案を第183回国会へ提出するなど、我々の要請を無視するかの動きを見せている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっている。基礎自治体は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全などに努め、伝統・文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々長瀬町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月11日、埼玉県長瀬町議会。

送付先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第九条の第一順位指定大臣、内閣官房長官、総務大臣、内閣府特命担当大臣、道州制担当。

以上。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議案第7号 道州制導入に断固反対する意見書を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、発議案第7号は原案のとおり可決されました。



◎請願第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（野原武夫君） 日程第18、請願第2号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」に関する請願を議題といたします。

紹介議員、新井利朗君に趣旨説明を求めます。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」に関する請願書につきまして説明させていただきます。

請願者は、埼玉県秩父郡横瀬町横瀬6433—18、生活クラブ生活協同組合秩父支部、代表、長谷川理加でございます。この生活クラブというのは、全国に約500ある生協の中の1つでありまして、全国的には35万人の組合員がおります。また、秩父支部には150人以上、また長瀬町には3つの班があり、共同購入等を行っております。

それでは、件名及び要旨、理由を説明させていただきます。

1、件名。「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」に関する請願書。

2、要旨・理由。地方自治法第99条の規定に基づき、次の事項を基本とする「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」を、国会及び関係行政庁に提出すること。

(1)、容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。

(2)、レジ袋使用量を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進めること。

(3)、2R、2Rというのはリユース、発生抑制とリユース、再使用のことではありますが、2Rの環境教育を強化し、リユースを普及するため、学校給食の瓶化が促進されるよう、さまざまな環境を整備すること。

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基

本法の3Rの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。

このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装がいまだに使われているのが社会の実態であります。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとする誘因が働かず、ごみを減らそうとしている市民には、税負担のあり方について不公平感が高まっています。

今日、異常気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入を初めとした事業者責任の強化が不可欠となっています。ついては、私たちの社会が一日も早く持続可能な社会へ転換する転機を願ってやみません。

以上のように、地方自治法第124条に基づきお願いいたします。

平成25年12月11日、これは提出されたのが11月14日ではありますが、長瀬町議会議長、野原武夫様。

請願者、埼玉県秩父郡横瀬町横瀬6433—18、生活クラブ生活協同組合秩父支部、代表者、長谷川理加でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（野原武夫君） これより本請願について紹介議員の説明に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第91条第1項の規定により、経済観光常任委員会への閉会中の継続審査として付託することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、本請願については、経済観光常任委員会へ閉会中の継続審査として付託することに決定いたしました。



◎経済観光常任委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（野原武夫君） 日程第19、経済観光常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。



◎総務教育常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（野原武夫君） 日程第20、総務教育常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎閉会について

○議長（野原武夫君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

会期日程はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会とすることに決定しました。



◎町長挨拶

○議長（野原武夫君） 閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、条例改正案など12件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。まことにありがとうございました。

これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してまいりたいと存じます。

今後の予定でございますが、恒例の成人式を年明けの12日、日曜日に有隣倶楽部を会場に開催いたします。今回、長瀬町で成人を迎える皆さんは84名でございます。

議員の皆様には、ご出席いただき、成人の門出を祝していただきますよう、よろしく願いいたします。

終わりに、今定例会及びことし1年の議員の皆様のご協力に対し、心より御礼を申し上げますとともに、

ことしも余すところ2週間余りとなりましたが、寒さが一段と厳しくなっておりますので、ご自愛いただき、交通事故等にも十分ご注意の上、新しい年が健やかに迎えられるようご祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（野原武夫君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、条例改正など、町政当面の諸議案を審議いたしました。議員各位のご精励により、付議された全ての議事が終了し、閉会できますことに感謝申し上げます。

本年も余すところ20日となりました。皆様方におかれましては、時節柄くれぐれもご自愛の上、輝かしい新年をお迎えください。

以上をもちまして、平成25年第6回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後4時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年 3月 5日

議 長 野 原 武 夫

署 名 議 員 野 口 健 二

署 名 議 員 関 口 雅 敬

署 名 議 員 大 島 瑠 美 子